

## 総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成23年9月12日（月曜日）午前9時58分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	山本 はるひ 君	副 委員 長	平山 啓子 君
委 員	磯 飛 清 君	委 員	植 木 弘 行 君
委 員	関 谷 暢 之 君	委 員	室 井 俊 吾 君
委 員	玉 野 宏 君	委 員	若 松 東 征 君

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

企画部長	室井 忠雄 君	企画情報課長	古内 貢 君
企画情報課長補佐	山田 隆 君	企画情報課副主幹	高橋 守 君
企画政策係長	高久 修 君	情報管理兼情報推進係長	黄木 伸一 君
秘書課長	松江 孝一郎 君	秘書課長補佐兼秘書係長	菊地 富士夫 君
広報広聴係長	小泉 聖一 君	市民協働推進課長	藤田 輝夫 君
市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	藤田 恵子 君	地域活動支援係長	阪本 和人 君
統計係長	小高 裕一 君	総務部長	三森 忠一 君
総務課長	熊田 一雄 君	総務課長補佐	中山 雅彦 君
行政係長	秋元 武志 君	人事研修係長	広瀬 範道 君
給与更生係長	河合 浩 君	財政課長	伴内 照和 君
財政課長補佐兼管財係長	月井 幸一 君	財政係長	村松 一紀 君
契約検査課長	鈴木 秀男 君	契約検査課長補佐兼契約係長	小仁所 滋 君
検査係長	久留生 利美 君	課税課長	小林 一恵 君
課税課長補佐兼税制係長	池上 英雄 君	市民税係長	相馬 勇 君

国民健康保険 税係長	星	すみ枝	君	資産税土地 係長	関谷逸夫	君
資産税家屋 係長	津久井	真樹	君	収税課長	八木澤	秀君
収税課長補佐 兼収納係長	菊池	敏雄	君	収税課 徴収担当 (副主幹)	印南	恭子君
収税課 徴収担当 (副主幹)	藤田	誠	君	収税課 徴収担当 (副主幹)	室井	啓二君
収税課 徴収担当 (主査)	道音	正夫	君			

出席議会議務局職員

書記人 見栄作君

議事日程

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

- ・総務部長あいさつ

〔総務課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第44号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第9号 平成22年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔企画部〕

- ・企画部長あいさつ

〔企画情報課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前 9時58分

三森総務部長（挨拶。）

#### 開会及び開議の宣告

山本委員長 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、大変さわやかな天気になりましたが、まだ少し暑うございまして、そんな中、皆様には常任委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、今定例会におきまして、当常任委員会に付託された案件は、補正予算が1件、条例案件が1件と決算審査の認定案件が5件、計7件になっております。なお、決算認定審査案件につきましては、関係所管課のところで随時決算審査特別委員会に切りかえて審査をまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、各委員さんにおきましては、慎重なる審査の上、かつ自由闊達な審査をしていただきまして、また円滑な進行に協力いただきますよう、お願いを申し上げます、私のあいさつといたします。

それでは、ただいまより、総務企画常任委員会を開会いたします。

座らせていただきます。

審査の日程は、お手元に配付しております次第のとおりといたします。

本日、総務部、企画部の審査をいたしまして、あす、西那須野支所、そして塩原支所、選管そしてそれぞれ議会なりに進めていく予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

#### 総務部の審査 午前10時00分

山本委員長 それでは、審査に先立ちまして、総務部長からごあいさつをいただきたいと思います。

#### 議案第35号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

山本委員長 それでは、これより総務課の審査に入ります。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

熊田総務課長。

熊田総務課長（議案第35号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様から質疑、あるいはご意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 1点だけちょっと。9ページの1項1目労働対策費の中の被災証明ということで1万1,700件ということは承知しましたが、一般の方から被災証明を発行しているので、なぜこちらの高速のエリアから入れないんだということも、そういうものはどういう観点でなっていたんだか、もしわかりましたら。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 これは、うちのほうで決めたものではありませんで、あくまでも東北の復興支援ということで、白河以北での乗り降りということに決められていますので、それに従って、うちのほうは淡々と被災証明を発行しているということでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 その件なんですけれども、栃木県の県北ということで、白河行くともう福島なんですよ

ね。その県境で被災証明を出したということは、例えば、インターから、例えば那須インターとか、西那須野とか、その辺までもこちらから要望とかそういうものを出さなかったのかなという。わざわざ、今報道されているように、東京とか向こうのほうはUターンしてまた帰ると。その結果的にガソリンの無駄遣いとCO<sub>2</sub>の削減には基づかないようなやり方。その辺を、ただ上から流れてきたからということではなくて、何のために被災証明を出したのかなと。この辺のも上のほうに申し出てもいいのかなという、市民のかなりの声が来ているんですけれども。その件についてどうなのでしょう。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 先ほど申しましたように、制度といたしまして、東北支援のために白河以北の乗り降りについて、ただにするという制度そのものは私どものほうではありませんで、国あるいは、それを受けてネクスコのほうで決めたことあります。それに対して、決まったものに対してうちのほうで、被災地域なので証明書を発行するということに関しては、那須塩原市のほうで独自にやっているということなんです。当初決まる段階で要望したという事実はございません。

山本委員長 若松委員。

若松委員 できれば、そういうものに対して、被災証明を出すということは、そこから乗ってもいいんじゃないかという市民の声も大きいんですね。県境で、こちら放射能に汚染されているわけです。多少なりとも。そういうものをやはり行政サイドから要望なりなんなり出すべきじゃないかなと思うんですね。その辺を、これは要望として言うておきますけれども、その辺も検討してもらいたいと思います。

結構です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論ないようですので、討論を終結したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 次に、議案第44号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

熊田総務課長。

熊田総務課長 (議案第44号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 この条例改正には、別に異議があるわけじゃないんですが、この社団法人、財団法人が公益社団法人、公益財団法人、それから法律的にそういうふうな法人にしないと、こういうふうになる、そういうふうな通達か何かでこういうふうなことになる、そういうふうなことでよろしいんでしょうか。  
山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 以前は、これらにつきましては、民法法人ということで、社団法人、財団法人の規定が決まりましたが、寄附金控除とかそういう関係もありまして、20年に公益法人三法というのが成立しまして、そちらで設置されております。公益法人につきましては、先ほども申したように5年以内に20年12月から5年以内に一般社団法人、財団法人、あるいは公益社団法人、財団法人のほうに、どちらかに移行するというようになっておまして、今回の公益社団法人、財団法人等については、知事の認定を受けて公益に移行したということでありまして。

植木委員 了解です。

山本委員長 ほかにございますか。

関谷委員。

関谷委員 関連してなんですけれども、公益事業と活動の公益法人として認められるための事業改革的なものが必要であったと思うんですけれども、その辺の中身は、具体的にどのような改革がなされたのか伺いたいと思います。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 申しわけありませんが、中身については承知しておりません。すみませんでした。

関谷委員 条例の件ですからね、結構です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ではないようですので、質疑、ご意

見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、ここで、決算審査特別委員会第1分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

熊田総務課長。

熊田総務課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 2点ほど。

山本委員長 1点ずつお願いしてよろしいですか。

玉野委員 24ページの2項1目の一番下、防災情報通信設備。これに関してどういうことなのかなというこのイメージがわかるようお願いしたいんですが。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 これにつきまして先ほど言ったように、全国統一のシステムでありまして、要するに警報ですね。気象警報も含めてですが、警報が出た際に全国に一齐に瞬時に送信されるというシステムでございます。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 それから那須塩原からは、市民に対してはどうかということ。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 あくまでも行政のほうで警報を教えるシステムでございまして、これまでも別系統で気象情報関係のシステムも入っていましたので、対応につきましても今までどおりになります。要するに、警報が出た場合には、とりあえず今の段階では、それぞれ担当なる職員が出てきておりまして、現場のほうはパトロールする、あるいは総務関係についてはまた情報をいろいろ入れたものをそれぞれの担当課のほうに送るといったことを対応しておりまして、この段階ですぐに市民に対してということにはございませんが、昨日の台風の時も警報が出た段階でありましたけれども、台風が近づいているということで災害警戒本部を設置いたしまして、一応そのときは土砂災害の警報も出ておりましたので、土砂災害の監視区域に当たっている自治会長さんのほうにはお知らせをして、警戒をしていただくような通達をしたと。あとは、消防と連携をとるということで、このシス

テムが入って、警報が入ったからといって今までと違って市民に何かでお知らせするということはございません。今までどおりみるメール等で警報の情報は発信しているということでございます。

玉野委員 ありがとうございます。

山本委員長 玉野委員、よろしいですか。

玉野委員。

玉野委員 あとは53ページ、人事管理費の中に職員カウンセリングというのがあると思います。月2回ということですがけれども、昨年とことしというのか、その内容とかを、これをやったことこうだとかとか要するに、やはりこれもイメージなんですけれども、お聞かせいただきたいなと思っています。

山本委員長 河合給与更生係長。

河合給与更生係長 カウンセリングのほうですがけれども、平成22年中、延べ56人が受診しております。その前年度との比較ということで、平成21年ですが、約70人が受診しております。

そのカウンセリングの成果ということなんですが、職員がどんな内容でカウンセリングを受けたかというのは、職場のほうでわからないようになっていまして、そういう情報が出てしまったり、プライバシーという状態もありますものですから、その成果というのは、ちょっと具体的に言うことはできませんけれども、何回か受診して、その後はカウンセリングを受けない職員もいたりするのはわかっていますので、それなりの成果は出ているかと思えます。

山本委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 2点ちょっとお伺いいたします。なんです、50ページのほうが、一般行政費の中の非常に重要な部分になるんですが、この顧問弁護士報酬2名、123万7,000円ということで算定上な

っているわけですが、これは2人だから全く半分でいいの。それと年何回ぐらいずつ、それぞれの弁護士さんが行っているのか。名前もわかれば2人ともお教えいただきたい。なぜかという、いろいろな市民に最近の経済情勢、社会情勢の中では、非常に弁護士さんに相談するような事案が、難問あるいは簡単な問題も含めてたくさんおありになるものですから、一応概要について議員として知って置かなければならないと、こんな観点からちょっと質問をさせていただきます。それと、市民はどのような反応を今までしているか。あと効果はどういう効果だと市では思っているのか。その変について伺いいたします。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 顧問弁護士につきましては2名ということで、月額報酬になってございます。月5万円で12カ月ということで、お一人が60万円、2人で120万ということでございます。

先ほどおっしゃられた123万7,000円につきましては、こちらの情報公開の個人情報審査委員会の報酬を含めて123万7,000円ということでございまして、顧問弁護士の報酬は今申し上げましたように120万ということでございます。

お名前が、館野明弁護士と新江進弁護士ということでございます。館野弁護士につきましては、22年度までで、ことしはまた新たな弁護士さんに変更しております。

相談件数でございますが、館野弁護士が11回、新江進弁護士が5回ほど相談をしております。主に、行政の執行の中でいろいろな法律、専門的なことがあった場合に相談をいたしまして対応をするということで、訴訟に発展する場合がありますが、その場合にはまた新たな弁護士費用が出てまいります。これはあくまでも第一次的に相談をするということでの月額報酬でございます。さまざま

な今要求なりが出てまいりまして、市民と直接とすることになりますと、特に行政のほうで対応を先生方に相談して、それからその要求者に対して回答なり対応を図っているということでございます。

効果ということは、すぐに出るということではありませんが、いずれにしても今専門的な要求等がございますので、それに対応するためには、こういったほうの専門知識を有した先生というのは、かなり有効であるし、頼りにしているという状況でございます。

山本委員長 植木委員。

植木委員 おおむねわかりました。そうすると、この弁護士の顧問弁護士料は月額で定まっています5万円だと。年間12カ月をかけたものが報酬になると、そういうことでよしいんだと思うんですが。それと、通常は相談業務で、細かいことになると個別事案で、これは別料金で別な対応となった、そういうふうな考え方、従来どおりでいいわけですね。それと市民と行政、市でも月に何回か弁護士の相談業務を受けて、一般の市民の申し出を受けてやってきていると思うんですが、その辺の内容については、どの程度の市民が年間お受けになっているのか。それから概要として、どんな問題が多いのか、把握できていましたらお願いしたいんですけれども。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 法律相談のほうの弁護士さんは、社会福祉協議会のほうでやってございますので、この顧問弁護士さんとは全く別でございます。あくまでも行政のほうで相談をするための顧問弁護士ということでございます。

植木委員 わかりました。じゃそれはまた別の角度から聞かなければいけないこと、ここではその質問は取り消させていただきます。

それでは、もう一点のほうに入ります。

山本委員長 植木委員。

植木委員 52ページの人事管理費、この中の人事研修事務推進費10事業の委託料。先ほどご説明がありました人事評価制度、それと評価者研修業務というふうな形でございます、この評価制度の中には、能力評価と適正評価、あるいは管理能力評価ということで、中身がそれぞれあるわけだと思います。それで、人事評価については、23年度導入したということでございますので、まだ導入したばかりで、中身については進めている状況かなというふうな感じはします。ただ、管理能力評価については、昨年度2回実施しているというご説明がありましたので、その職員のこの管理評価について研修業務を受けた人数、それぞれの回数ごとの人数と、それから評価者で研修を受ける評価者の範囲、それはどの辺の方が、課長レベルになるのかなとは思いますが、その辺についても確認をしておきたいと思います。それと職員の、この研修を受けた結果の反応はどのようなものか、それもあわせて答えていただけますか。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 では、この評価システムの概要を簡単にご説明させていただきたいと思います。

姿勢適正評価というものがまず1つありまして、これにつきましては、一次評価者が係長になってございます。二次評価者が課長ということで、一般職員の自己評価等につきまして面談等を実施した中で、最終的に一次評価、二次評価をするというシステムでございまして、これについては22年度から正式導入と。それまで試行をやってまいりましたが、年に2回評価するシステムになってございます。管理能力評価のほうにつきましては、課長、課長補佐等を部長が評価するというので、これは年1回になります。昨年度試行いたしまして、今年度から本格開始ということで、正式に

実施しているところでございます。昨年度の研修状況であります、したがって、評価者の研修ということになりますので、係長以上の職員の対象といたしまして研修を実施しております。昨年は、2回ほどと言いましたが、日にち的には1回目の研修ということで、3日間、会場も本庁と西那須野の職員に分けて、3日間実施しております。

第1回目が9月から10月にかけて実施しております、受講者が242名で、2回目の研修が1月28日から2月7日にかけて、やはり3回ほど実施しました。受講者が208名ということになります。制度の説明等につきましては、人事系のほうで、同じように職員全員を対象にして別に研修をやっておりますが、評価するほうとしてどうしても評価のばらつきとかが出てきてまいりますので、それを調整するために、外部講師、専門の先生をお呼びいたしましてこういった評価者を対象とした研修を実施したということでございます。

山本委員長 植木委員。

植木委員 効果的なもの、どう受けとめているのか。山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 先ほども言いましたように、なかなかそれぞれのところで評価をします絶対評価ということなんです、まず先ほども申しましたが、個人が自己評価したものを上司に上げるということで、絶対評価するためには、ふだんから注意したりとか、あとは行動をつぶさに観察しなければならないということでもあります。その辺が、なかなか仕事をしながらメモをとったり何かするのが大変ということで、支援シートとかいろいろと行動観察記録とかという補助資料があるんですが、それがなかなかつけられない状況で、評価にばらつきが出てきているのが実情であります。それを少なくしていきたいということで、評価につきましても、この研修についてはグループで、同じ1

つのビデオ等を見まして、職員の行動等を見きわめた上で、グループの中で評価をつけていくということで、評価の統一を図っていくというふうな目的で実施をしているところでありますが、結果を見ると、なかなかやはり、いずれに比べるとある程度評価が絶対評価に近づいてきているなどと思う部分あるんですが、まだばらつきが存在しているということで、なかなかその辺は難しいということですが、それなりの成果は出ていると思います。これからこの評価制度続いていきますので、研修等を通じ、その辺等を改善していきたいというふうに考えております。

植木委員 よろしくお願いいいたします。私のほうからは以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

若松委員。

若松委員 51ページの2款総務費の1項1目一般管理費の中の、先ほど言われた補助金で自主防災組織結成事業補助金ということで42団体に対して3万円という、どういう組織を立ち上げたかということ、その下にもありますね。その辺の3万と2万ということで説明をいただきたいと思うんですけれども。

あと、3点目の自主防災組織の、これは資機材というんですか、営利事業と郵便局で11団体は30万で、1団体がこういう金額になっているのかなと思うので、その辺のご説明を願いたいと思うんですけれども。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 21年5月にそれぞれ自治会ごとに自主防災組織を結成していただきたいということで、自治会長等を通じて説明を行いまして、具体的に21年度に結成した団体が42団体ということでございます。結成のための補助金として3万円を交付しますということになります。その団体を維

持していく運営経費としていくことで、1団体2万円を交付します。したがって、年度の最後になって結成した団体については運営補助金が出ていないので、割と早目に結成して活動した団体については、結成補助金のほかに運営補助金が2万円出ているということをご理解をいただきたい。

それから、それを組織しました自主防災組織の中でいろいろな資材等、実際に自主防災活動をするための機材でありますとか、備蓄も含めて、ということで、それらを整備するための補助金といたしまして、1団体30万円限度ということで交付している。それが11団体あるということでございます。山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、補助金制度ですから、これは例えば4月1日から初めて、自主防災組織だとか運営のための締め切り、これはあるのかどうかということと、あと一番大事な30万限度の28万4,194円の補助金をもらって、これはどういう資材と、あと今説明がありましたように、食料備蓄というんですけれども、自主防災組織は、そうするとそういう建物とか何かはどういうふうになっているのか、その辺もお願いいいたします。

山本委員長 秋本行政係長。

秋本行政係長 では、行政係から説明させていただきますが、今委員さんのほうから質問がありました締め切りにつきましては、基本的にいつまでに結成してくださいという期限は設けてございませんので、それぞれ各地区の実情の応じた形で、機運が熟してきた段階でやっていただければと思っています。

ただ、市の補助金の制度でございますので、やはり年度事業ということで、例えば、年度の途中で申請があっても3月31日までには完了をしていただくというふうなことでお願いはしておりますので、3月までに完了が難しければ次年度申請をしていただくように、そんな形をお願いしてございます。

また、資機材につきましても、やはり結成されたそれぞれの自主防災組織において、その地域地域の実情に応じた形で必要なものを選定していただくということで、こちらのほうからは、特に防災に関するものであれば、品目等の制限は特にしてございませんので、それぞれの状況で役員さん等でいろいろ住民の方が話し合いをして選定をしていただいているというところであります。したがって、防災倉庫についても、補助金の対象としておりまして、倉庫がないところにつきましては、30万使っていただいた中で倉庫を設置していただいているところもございますし、また既に倉庫を持っているよというところについては、消火器であったりとか担架であったりとか、そういった防災関係の機材を充実させていただいたり、炊き出し用鍋が購入されているところもありますし、先ほど課長の説明のとおり備蓄食料、そういったものをそろえていただいているところもありまして、それぞれ地域の実情に応じた形で品目の設定をしていただいております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 今までは了解をいたしましたんですけども、これは今、東北の災害ということで、いろいろなテレビ報道とかいろいろなもので見られますけれども、一番、お年寄りとか身体障害者を救ったのはリアカーなんだそうですよ。おぶって走るとかではなくて、リアカーだと何人も子どもさんでも、足の不自由な人でも、痴呆症でも移動ができるということが、結構この災害で多く出てきたんじゃないかと思えます。そういうものも含めたものを、要望なんですけれども、少し説明をしながらやっていければいいのかなというのもあるんですけれどもね。それは要望としておきます。

あと一点でまだあるんですけれども、委員長いですか、もう一点だけ。

山本委員長 どうぞ、

若松委員 全体の中で、消防関係なんですけれども、これは要望になってしまうかもしれないんですけども、たまたま今回、地震の場合でいろいろな問題が起きて、消防団員がガソリンが入らないというお話が私のほうに、かなり団員が来たんですよ。なぜかという、たまたま地震のときに、ガソリンがないときに、3カ所、うちのほうの鍋掛と、それから河内と、それからあれはコジマ、同じ時間帯で午後もあったんですけども、放火があったんですよ。そのたびに職員は移動するわけですよ。見たときにもう燃料がないよと、個人的に。そういうものが消防団員に対して特別な計らいでということではできないものだろうか、これは要望なんですけれども、それも伝えてもらえないかということです。火事があっても詰所まで行けないような状態が起きていたとき、現実だと思えますね、ガソリン不足。その辺もちょっと検討に入れてもらいたいと思います、これ要望なんですけれども。その辺をよろしく願います。

あともう一点なんですけれども、先ほどちょっと忘れてしまったんですけども、防火用水ですか、何ページだったか。

山本委員長 230ページになります。

若松委員 230ページの消火栓の設置ということで、防火水槽と、あと30事業と40事業なんですけれども、これは説明で了解いたしましたけれども、地域、消火栓があるとか、防火水槽があるとかと地域に大きな表示板とかそういうものが欲しいなというのがあるんですけれども、この消防団も結構いろいろ入ったり行ったりして、実際に現場の人も消防団自体がわからないときもあるの、とっさの場合。そんなのが随分見受けられたもんですから、例えば、民間の塀でもいいからその辺も交渉して、きちっとした表示ですかね。うちのほう

の豊浦コミュニティとか豊浦公民館のほうでは、ある程度のマップをつくっているみたいなんですけれども、それを消防団で混迷しているところが随分あるみたいなので、これは要望なんですけれども、その辺も検討してもらいたいなと思いますけれども、よろしく願いいたします。多分、今現在は出てるんですか、そういう表示をきちっと。わからないんですけれども、せっかくあるんだけれども、もう途方に暮れるときがあるんですよ。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 でも消火栓の場合は、ホース格納庫が看板がわりにもなっているんだよね、消火栓。

若松委員 ただ、現地に来るでしょう、その間に合わないときに。その辺の標識とか何とかというのがほしいというようなことを言われたんですけども。

山本委員長 何か執行部のほうでお答えすることはありますか。

若松委員 それがちゃんとできているやつならそれでもいいですけども、緊急の場合で。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 すぐここで答えられず大変申しわけありません。見たところ、どこかで消火栓の案内を設置したのがあったような気がしたんですが、いずれにいたしましても、それは消防団のほうの要求決定ですので、そのさっき言ったマップで明らかにするなり、目印とかありましたらば、それはちょっと相談させていただいて対応できるものは対応していきたいというふうに思いますけれども、今こうするよというのは、ちょっと今この場でできないですが、提案させていただきます。若松委員 よろしく願いします。あと結構です。山本委員長 ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 今の件なんです、消防団というより

消火栓の場合は、地元の消防団が来る前に、その近隣の人はその消火栓を使用して放水するという使い方もあるので、だからそういう意味で、消防団にかかわらず若松委員が言ったように、地域の周りの人もわかるようにというのは必要かもわからない。これは15年ぐらい放水した経験があったんですね。ですから、消防が来る前に住民がということがありますので、その辺も頭に置きながら検討したほうがいいかと思います。

山本委員長 後部のほうは、要望ということによるしいですか。

熊田総務課長。

熊田総務課長 市政報告書の中で、228ページをごらんいただきたいんですけども、これの3つ目になりますが、黒磯消防団消防施設設備管理事業、30事業というのがございますね。この中で、消耗品費の中に消防団車両消耗品等の次に消防水利標識板ということでありまして、昨年度は標識15枚と、消火栓標識は15枚で、防火水槽の標識15枚、合計30ほど。黒磯地区については、ここで設置しております。

失礼しました。すぐにお答えできなくて大変申しわけありませんけれども、こんなところで、今のお話も含めまして、地元の方、あるいは消防団の方と相談しながら対応させていただきたいと思っております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 これも消防関係なんですけれども、9款1項3目229ページのコミュニティ整備事業、10事業という。これも消防団の要望なんですけれども、コミュニティの消防詰所をつくりますよね。そうすると、何か緊急の場合に消防ポンプを入れてドアを開けるのにちょっと少しこんなふうにつきようなお話を聞いているんですけども、あ

あいう設計というのは変えることはできないんですか。大体見て歩くと同じような設計でずっと出ていますので。その設計がいつごろなされたのか、今の消防ポンプにきちとした設計で基づいたのか、かなり厳しいような状態を言っていますけれども、どうなんでしょう。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 基本的には、その施設をつくることに設計をしますので、大体基本的なパターンは決まっていますが、その状況にあわせて中で、その団の方のお話とかは聞いた上で設計しますので、ですが使い勝手が悪いものについては、当然使い勝手がいいような形で設計しますので、新しく建てるものについては、十分地元の方とお話しさせていただいて、つくったものをすぐ直すというのはなかなか難しいかもしれませんが、対応はさせていただきたいと考えています。

山本委員長 若松委員。

若松委員 実際に言われてみて、大体歩いてみると同じような設計なのかなと思うんですよね。それで、団員が緊急の場合にドアを開けて出るのにちょっと支障を来すんだというようなことを言っていたんですけれども、その辺はどうなのかなと思いますけれども。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 今、担当の方に確認しますが、そういったお話、直接私のほうで聞いていないものですから、もちろん先ほど言いましたように、つくるときには、設計を組む際には、使う方とも十分協議をした中で進めていくということで対応をさせていただきたいと思います。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、たまたま物品のほうで何度かつくった覚えがあるんですけれども、そういうお話は全然なくて、設計が出てきてつくったよ

うな状態だったのかなと。もう決まっちゃって、見てくると大体同じですね。このコミュニティも見てくると同じような状態になっているような気がするんです。だからそういうのも検討してもらって、多分たまたまそういう投げかけがないと、多分そのままつくって置いてきてしまう状態なのかなと思うんですよ。場所によっても、いつごろの設計で動いているんだからわからないですけども、それが可能だったら団員のほうには言っておきますけれども。なのでその辺なんですが、あれはいつごろの設計図になっているのかなと思っているんですけども。  
山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 基本的に、ここで予算計上してありますように、工事施工する前の年度で設計をして、翌年度に工事していくというのが普通のパターンになっておりますので、その設計の段階では。ただ、企画を余りにも大きくしたりとかとはできません、大体決まっていますけれども、中の不動産とか何かについてはある程度使い勝手がいいような形で、地理的条件が違いますかから。そういう形で、地元の方と十分協議をして進めたいということでやっているつもりですし、今後もそうやっていきたい。  
山本委員長 今、22年度の決算についての審議をしておりますので、質疑については、限定的なものにつきましては、個別な問題ということで後ほどにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 よろしく願いいたします。

では、進めてまいります。

ほかに委員の皆様から質疑、ご意見等ございますか。

平山委員。

平山委員 50ページの一般管理費の委託料の、先ほど出たんですけれども、例規システムの登録データ等の作成業務が出ていますけれども、これが

一応毎年経費で上がっているんですけども、なぜかかるのかということと、やはり紙ベースで作成されるということによって経費の削減はそれによってどうなったのかなということと、その下の使用料の例規サポートシステム等、関連システムとの関係をちょっとお伺いしたいんですけども。  
山本委員長 よろしいですか、50ページになります。後段になります。

熊田総務課長。

熊田総務課長 これ委託料の登録データ等作成業務につきましては、やはり例規が毎議会ごとによってまいりますので、それを更新するための費用ということでございます。使用料のほうにつきましては、使用料と関連とおっしゃいましたか、よろしいですか。

平山委員 使用料、何。使用料の下の判例システムですよ。

熊田総務課長 これは委託料のほうについては、先ほど言ったように更新のデータを作成する業務委託ということで、サポートシステムのほうの使用料については、例規の検索システム、システムの使用料ということになります。そのシステムを使っている上で更新をかけていくための委託の費用が出てくるというご理解をお願いしたいと思いますけれども。

それと以前の紙ベースのときとの比較ということですが、ちょっと今この場ではわかりません。後でまた、すみません。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員 ありがとうございます。

山本委員長 では、これは後ほどということで、ほかに質疑、ご意見。

磯飛委員。

磯飛委員 この11ページ、1項1目一般管理費の中の、先ほど説明がありました委託料の雨量監視

システムについてです。設計と設置業務ということで、658万3,500円計上されたわけで、2カ所、南公民館、金沢小学校に設置されたということをお聞きしましたが、これはあくまでも設置にかかった費用であって、あとの運営費はかかるかわからないかというのがまず1点お伺いします。

それと、今後の計画についてなんですが、22年度は2カ所ということだったんですが、今後どのような計画をもって進めていくか。特に今回、今回というか昨今はゲリラ豪雨ということで局地的に暴雨が発生している中で、年2回でいくのか、それとも2カ所で行くのか、あるいは全体的な計画推進についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それと前後してしまうんですが、今回設置されて、運営の中で支所、消防署、分署ということに情報が流れるシステムになっているということなんですが、その結果、この設置もその情報をもとに何か警報を発令したとか、そういった実績というか、その辺の状況をお聞かせ願います。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 今回のこの設置業務に関しましては、あくまでも観測地点で雨量計を設置する業務と、それをネットワークでつないで、それぞれ先ほど言いました支所、それから分署等のパソコン、パソコンの購入も入っていますが、見られるような状況にしたということでの今回の658万3,500円。維持経費については、特にありません。補修等について若干出てくるかと思うんですが、今のところは無料でやっていただいているという状況であります。

今後のお話が出ましたが、今、おっしゃられたようにゲリラ豪雨の対応とかございまして、地域防災計画の見直しを図っていくという中で、今後の確に対応するための箇所を出した上で、さらに観測地点をふやしていきたいという考えはございますが、それについては今後の地域防災計画の中

で見直しを図っていききたいというふうに考えております。23年度の予算の中で、それぞれに塩原と西那須野の分署のほうにも雨量計を設置するというところで予算であるということです。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 それに関連してなんですが、雨量を測定するシステムというかあれはこれでわかるわけなんですが、その後どう活用していくかというふうなお考えもあるんですか。

山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 最近、一番多いのは、道路のアンダー部分での事故がありましてから、あそこの監視体制というのはかなりしておりますけれども、それがこれまでですと観測地点が、既存の観測地点の中で雨が幾つ降った場合に警報が出るというふうな状況ですけれども、これの情報が瞬時に入ってくれば、もっときめ細かな対応の中で警報を出すということはありませんが、パトロール体制を強化したりとかということには十分に使えるというふうに思っております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 55ページの2款総務費の1項6目の財産管理費の中で、火災保険料ということで、かなりの金額ですね、742万3,666円ということで、建物総合損害保険ということで入っているんですけれども、これと50ページの.....

山本委員長 若松委員に申し上げます。ここは、総務課の関連ではございませんので。

若松委員 財産管理費は違うんだっけか。

山本委員長 違いますので、後ほどでお願いいたします。

若松委員 じゃこれはいいです。じゃちょっと戻

りますけれども、50ページの緊急対応修繕料ということで、これは先ほど挙げたんですけれども、いろいろな形で地震対策、地震の災害におけた修繕のかなと思うんですけれども、そういうものに対しての保険で対応というのはできるんですか、できないんですか。それともリンクしなかったんですけれども。どうなんですかね、そういうのは。山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 50ページ60事業の修繕料、緊急対応修繕料というのは、これは地震の被災とは直接関係ございません。施設を持っているところについては部単位で緊急対応が必要なので、セーフティネットということで修繕料を計上しているということで、その部分においては、この項目に総務部の施設、主に庁舎になりますが、対応するための購入目的というふうな状況で、緊急の修繕を図ったということです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 災害でこういう支障が起きたということではないですね。

熊田総務課長 違います。

若松委員 了解しました。

山本委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論は終結した

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、次に、その他に入ります。

何かその他ということがございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 その他ということですので、特に今回消防のお話たくさん出たので、消防に関連する総務課のことで質問、あるいは要望をしておきたいんですけど、箒川に関する件なんですけど、今回の3月11日の大震災までは、塩原ダム放水する際に箒川に設置されている何カ所かのサイレンが、放流しますと、川の近くに注意してくださいという意味合いの警報だと思うんですね、鳴らしていたんですが、それは震災以後、ある日突然ものすごい大きいサイレンに変わったんですけども、これ何の前触れも、何の通知もなくそれに変わったんです。第1回目は多分4月だったと思うんですけども、夜というか朝方の3時15分にぼんと鳴ったような、翌今まで地元の火災が起きると地元の詰所の消防署が鳴らすあれ以上のサイレンなんですけど、新兵器だと思われるようなぼんと、物すごいサイレンですね。それが鳴って、何だろうと思って飛び起きて、地元の火災じゃ大変だと思って飛び起きたら、それ以後、サイレンはならないんですね。何だろうと思ってそのままにしておいたら、今度は7月の日中、もう一回鳴ったんですね。多分、

あれ管轄は箒川近くなので、大田原かなとは思いますが、消火器にしても、広域消防にしてみれば大田原消防なんですけれども、そういったサイレンを変えとか、警報の音を変えとかという通知は、前もって本市のほうには来ていたんですか。山本委員長 熊田総務課長。

熊田総務課長 全く聞いていない。

磯飛委員 先ほど言ったように、管轄が大田原市なので、大田原の野崎地区あたりには、住民のほうにもそういったお知らせは流れていたと思うんですけども、隣接する西那須野地区にはお知らせなかったんで、皆さん地元の火災ということでも、かなりびっくりしたということなので、もしそういったことが確認されるのであれば、今後そういう警報のお知らせの通知が、サイレンのあれが変わりましたというようなお知らせも必要かと思うんですけども、その辺調べた上でご検討して、そういった地域をまたがる、広域にまたがることではあるんですけども、近隣の地域にもそういうお知らせをお願いしたいということをお知らせしておきますので、御検討ください。

以上になります。

山本委員長 要望ということでよろしく願いいたします。

ほかに、その他ということがございますか。

執行部のほうはございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、総務部の審査、総務課の審査はこれで終了いたします。

山本委員長 大変長い間、お疲れさまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた

しますが、時間が押しております。すみません。  
この時間で40分には始めたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時40分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

課税課と収税課の皆様お越しになりましたので、審査に入ります。

なお、委員の皆様申し上げます。

議案の質疑に関しましては、個別の問題ではなく、審査する事項についての質疑、あるいはご意見に限定してお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小林課税課長。

小林課税課長（議案第35号について説明。）

山本委員長 では、説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますでしょうか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論ございますか。

ではないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第35号についてを原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、ここで、決算審査特別委員会第1分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小林課税課長。

小林課税課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 説明の途中ではございますが、課税課所管のところ、特にあるということですので、昼食のために暫時休憩といたしたいと思います。

1時になりましたら再開いたしますので、よろしくお願いいいたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明の途中でございましたので、説明をよろしくお願いたします。

課長。

小林課税課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

いかがですか。ございませんか。よろしいですか。質疑、ご意見等ございませんか。

若松委員。

若松委員 82ページの2項3目の、先ほど説明をいただいたインターネットの公売ということで、どんなものがされたのかということと、それから、不動産の公売ということで、3人ということで、これはどの程度の負債があって、どのぐらいの価格で公売したのかと。その2点だけお願いしたいと思います。

八木澤収税課長 インターネット公売でございますけれども、こちらは動産ということになりますので、主に例えば骨董品とか、そういうやつ、絵画とかというのもあるんですが、ちょっと細かいところについては、日本刀とか、それから脇差とか、絵とか、それから香炉とか、漆器ですとか、そういったような小物というか、そういったものが主でございます。

それから、不動産の公売については、これ1件なんですけれども、西那須下永田のほうの土地なんですけれども、これは差し押さえたのが22年度

に差し押さえて、この方は所有者はかなりの金額を滞納していたということで、十分お話をさせていただいた上で、了解を得て公売したというような状況でございます。

以上です。

若松委員 了解しました。

山本委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 委員長に伺います。地方譲与税について伺ってよろしいでしょうか。

山本委員長 これはなくて。

磯飛委員 どこで。

山本委員長 財政課です。

ほかにございますか。

今、説明のございました税の関係の中で、もしご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。では、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議のないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、認定第1号については、  
原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、認定第2号  
平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入  
歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 （認定2号について説明。）

八木澤収税課長 （認定2号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明は終  
わりました。

それでは、各委員の皆さんから質疑、ご意見等  
をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、  
ご意見等を終了したいと思います。異議ござい  
ませんか。よろしいですか。

玉野委員。

玉野委員 320ページの、徴收費事務のところ  
すけれど、収税嘱託の方3名、3,600万円ほど増え  
たということで、そういう収税嘱託の方のノウハウ  
というか、力量というか、個性というか、その辺は  
どういうことで当たったということなんですかね。

八木澤収税課長 3名については相当ベテランの  
方でして、もう10年以上やられている方もいらっ  
しゃると思うんですが、そういうベテランの方に  
安心してお任せしているわけなんですが、そうい  
う中で、特に現年度、なるべく滞納を繰り越さな

いというようなところ、現年度を  
中心に頑張っているんですが、そういう中のリス  
トを提供しまして、それを回っていったという。  
あるいは、さらに本人の努力でもって、その徴収  
額を一人一人の方からふやしていただいたという  
ような、今までのノウハウを活用した中でこれだ  
けの実績を、3名の方は普通よりも上げていただ  
いたということだと思います。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにごありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、  
ご意見等を終了したいと思います。異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結いた  
します。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決いたします。

認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保  
険特別会計歳入歳出決算認定については、原案の  
とおり認定すべきものとするにご異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議なしと認め、認定第  
2号については、原案のとおり認定すべきものと  
決しました。

認定第4号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、認定第4号  
平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳  
入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長（認定第4号について説明。）

八木澤収税課長（認定第4号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終  
りました。

では、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受  
けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、  
ご意見等を終了したいと思います。ご異議ござ  
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議のないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決をいたします。

認定第4号 平成22年度那須塩原市後期高齢者  
医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案  
のとおり認定すべきものとするに異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第4号に  
ついては、原案のとおり認定すべきものと決しま  
した。

認定第5号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、認定第5号  
平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出  
決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長（認定第5号について説明。）

八木澤収税課長（認定第5号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終  
りました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受け  
いたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、  
ご意見等を終了したいと思います。異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、討論ないようですので、討論  
を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
いたします。

これより採決いたします。

認定第5号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議なしと認めます。認定第5号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

その他ということで、何かございますでしょうか。

関谷委員。

関谷委員 その他というところで、2点ほどあるんですけども、収税嘱託の方を中心として、非常に実績を上げていただいている、本当に素晴らしいと思うんですが、市税と、それから市税各種と、特会のほうの保険料と、やはり多分、滞納されてしまう方というのは、多少つながっている部分があるんじゃないかと思うんですけども、その辺の連携という部分は、会計上の全くの出し方だけなので、実質はもう一緒にやっているということなのか、その辺の実態を伺いたいのが1点。お願いします。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 市税のほうだから、国保の会計のほうだからという分け隔ては全くございません。確かに同じ方が両方、残している方はいらっしゃいますけれども、一緒に分け隔てなく徴収してございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 あと、これは課税収税にかかわることではないんですけども、先ほど一般会計のどこ

ろで出た事故の賠償金の記載があったんですけども、これは免責分、各課で事故があった額、各所管のところで出ていると思うんですけども、これは免責分ということなんですかね。それとも、共済の自動車保険のほうから出ている部分がどこか歳入で入ってきていて、歳出で出ているということなのか。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 共済のほうから出る分については、別な会計というか、款が違うところに入ってしまうので、私どものほうとしては、職員が交通事故なんかを起こして、例えば修理がかかるとかいったものは、私どものほうの歳出のほうから支出させていただいて、それで入ってくる保険は財政が持っているほうに入るという、そういうような仕組みになってございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 つまり、保険金としておりてきた部分は、歳入としてもどこかにはちゃんと入っているということで、ここに記載されているのは、それが各所管での事務費として出ているという解釈で、免責分とかそういう部分ではないという解釈でいいということですね。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 今回のうちのほうの支出させていただいた分については、過失割合が100・ゼロだったものですから、一方的な支出だったとは思いません。

関谷委員 了解です。ありがとうございました。

山本委員長 ほかに、その他ということがございますか。

執行部のほうはございますか。ございませんか。

それでは、これで課税課、収税課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開

は2時15分をお願いいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

#### 財政課の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課の審査に入ります。

#### 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

伴内財政課長（議案35号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。

各委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 4ページ、20款4項4目雑入の施設振興公社運営費等償還金、ご説明がありました。努力結果で4,800万も節減できたというすごいことなんです、どんな努力をしたんでしょうか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 私どものほうで確認をとっている中では、臨時職員の雇用であるとか、あと職員自

体の1名減になっているという実態がございます。そういった人件費関係。それと指定管理を受けて、各種施設の管理運営を行っているところなんです、それぞれ外注せずに自分たちでできるものについては、自分たちで作業に入るとか、いろいろな形で努力をしているということで話を伺っておりまして、額的には相当な額にはなっているわけなんです、結果としてこういうような4,800万というものが節減をできたということでの返還金ということで伺っております。私どもそれで理解しております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 大変すごい削減努力、これは評価したいと思います。引き続きそういった面も含めて、こちらに関する部分ではないと思いますが、金額的な面についての管理というものをお願いしたいと思います。

もう1点、7ページ、歳出の真ん中、1項14目庁舎管理費消耗品、LED蛍光灯、試験的に今、データとりをしているということで、細かいことなんです、このLEDの蛍光灯は、メーカー仕様と量販店仕様という、作り込みの段階でも違うらしいんですが、その辺はどちらの仕様の試験管を使っているか、わかれば。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今、ご質問ありましたように、メーカーのものと、量販店でいるんなメーカーがつくっているという情報は仕入れております。また、チラシ広告なんかも見ております。汎用型ということで、通常、簡単に蛍光灯を取りかえるということではなく、一定の汎用機というものを中に設置して、それで利用ができるというような仕組みのものを考えております。ただ、今後、本当に取りかえるだけで済むというようなものができるとすれば、経費節減にも多少の役に立つのかなとい

うことで、メーカーの技術革新といいますが、そちらを見据えながら、当面はそういった汎用型のものを活用しながら、試験的に導入したいというふうに考えております。

磯飛委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。玉野委員。

玉野委員 6ページ、一番下の枠なんですけれども、財産管理事務推進費の中で、不動産鑑定を入れたという折戸ですね。何か用途とか面積とかという、どういう用途なんですか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今回、対象として入れる土地については、旧塩原町が所有していた土地でございまして、那須野橋を渡りまして、蛇尾川を渡りまして、高林方面に来て、クリーンセンターに曲がる十字路がありますが、その上流側といいますが、あちらに約1万3,200平米の市有地がございまして、失礼しました、その下側でございまして。道路の下流側でございまして。

玉野委員 道路の下ということですか。

伴内財政課長 そうですね、横断道路を関谷方面に向かっていっていただいて、左の下流側といいますが、左側です。玉野議員さんの並びですね。その場所に約1万3,200平米の市有地がございまして。それにつきまして、利用目的等についてはまだ明確にはなっておりませんが、その場所を活用して事業を行いたいというような相談がございまして、まだ正式な形に公表できる段階までいっていないものですから、この場でお話、ちょっと申しわけないんですが、控えさせていただきたいと思うんですが、市有地として、現在雑木林のまま活用していない土地ですので、利用目的等が明確になった段階で、内容を精査した上で、またご相談したいというふうに思っています。

山本委員長 ほかにございますか。

玉野委員。

玉野委員 もう一つ、簡単なことなんですけれども、3ページの利子及び配当金のときに、農協は議員さん0.03からという、からの部分は。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 当初、0.03で予算に投入して、当初入れたんですが、今回、年度途中で、金融機関から満期前とか、期間が来ると情報として流れて連絡が来るわけなんですけど、今回、農協さんを確認しますと、0.03から0.1に利率が上がったということで伺っております。また、足利銀行さんにつきましては、0.03から0.08に上がったということで、それぞれ利率が数倍に上がったということで、あくまで利息ですので、全体的には額は少ないんですが、それに対応するための予算を積み上げて要求させていただいたということでございまして。

山本委員長 ほかにございますか。ご意見、質疑等ございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

伴内財政課長 (認定1号について説明。)

山本委員長 大変ありがとうございました。説明が終わりました。

ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、あとまだ契約検査課、企画部も残っておりますので、大変恐れ入ります、この時計で3時10分には再開したいと思いますので、短い時間ではございますが、よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、

ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

関谷委員。

関谷委員 それでは、たくさんあるので、1点だけにしておきましょう。

歳入で31ページ、歳出の54ページ、基金の利子関係なんですけれども、決算質疑でも出ていたことなんですが、特に大きいもので、財調、減債、新庁舎、合併新校、それから清掃センターの解体基金もなんですけれども、原資として減っているというか、繰り入れたものはほとんどないというふうに考えているんですが、21年比較で、財調のほうなんか、額は大したあれではないかと思うんですけれども、財調のほうは十数万、三、四万ぐらい減っている形。減債のほうは約10万ぐらい減っている形。新庁舎のほうは10万ぐらい減っている形。約の話ですけれども、合併振興はほぼ横ばい。清掃センターで約半額に減っているというふうな形だと思うんですけれども、当然、振り分けて運用されている部分なので、一括じゃないので、それ区分けしているもので、いろいろその辺の差異なのかなと思うんですけれども、その辺が増減がわかりやすいようにご説明をいただきたいんですけれども。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 ただいまご質問いただきました財調、減債、新庁舎等の基金利子につきましては、会計課が基本的に所管として、その基金を運用するというような形で、基金条例に基づいて、それぞれの基金額のうちの幾分かずつに振り分けた中で各金融機関のほうに預金をして、その利子を見込んで、こういった形で自主決算をいただいているわけなんです、やはりペイオフ対策とかいろんな形で、率のいいところだけに積んでいるということではないというような経過がございまして、

正直、私どものほうで、ちょっと手持ちでは今、持ってきておりませんが、市内のいわゆる公的金融機関であるとか、そういったところにある程度万遍なく預金を積み立てているというような経過がございまして、その辺でどうしても毎年、率に変化が出てしまったり、もちろん、率の違いによって総額でも相当の開きが出てしまうというような実情がそういうことで、私どもは理解しておりますので、今、ご質問いただきましたように、もう少しわかりやすい形での数字の整理というものを、ちょっと今、手持ちにないものですから、大変申しわけありませんが、後日という形でのよいですか。わかる範囲でちょっと整理したいと思います。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 あわせてなんですけれども、今のは後で説明がつく形でもいいですけれども、もう一つには、基金の最終的に22年度は財調を5億5,000で、減債5億の新庁舎5億というような形で、積み立てているわけですけれども、これは結局、決算を閉める、年度末閉めて、会計調整期間の中で、実際に積み立てられるのがいつで、それに伴って、会計上は年度末にはその5億5,000万とか5億が積み立てられた部分が基金の残高という形になるんだと思うんですけれども、この利子という部分で、金融機関に預けているところで決済されるのがどういう時期になるか。大体年に1回ぐらい、金融機関、通常の部分だと、半期ごとぐらいに利子の精算というものが多分、行われているんだと思うんですけれども、その辺がこの年度との絡みで、いつごろそれが決済されて反映されてくるのかということだけでも、今わかれば、もしわからなければ、あわせて後ほどという形で。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 この基金に、今回、5億強のもの

を積み立てているわけなんです、22年度の決算の時期的なものでお答えいたしますと、今おっしゃられたとおり、4月を過ぎて出納閉鎖期間内で、全体の会計の状況を見ながら、補正で位置づけてありますので、財源はもちろんあるんですが、その段階で、例年ですと5月中ぐらいに、実際に会計処理をして、基金に積み立てを行っているというのが、22年度決算のときの状況では、そういう期間に実施をしております。

実際に基金の積み立てに伴う、いわゆる金融機関への定期の預金の積み立てに対しての、通常、利子の配当になるのならば、おっしゃるとおり年2回ということで、例年2月と……。大体その辺に、ちょっと申しわけないですが、その細かい資料はちょっと手持ちにないんですが、どうしても基金の積み立てる時期としては、年度末を迎えた後に入れておりますので、それから会計課のほうで、全体の中からある程度分散しながらの積み立てになっているものですから、本当であれば、早目に予算措置したのであれば、早く積んで早く利子を少しでも得るという方法もあるかとは思いますが、どうしても全体のバランスを見ながら、年度切りかえの段階で、通常は予算措置をとっているというのが現状でございますので、その辺で預金の利子との積み立ての時期との関連も含めて、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 そうすると、22年度のこの利子は、逆に言うと、21年度の積み立てた時期、残高という部分の影響のほうで、逆に言うと受けているということで考えるのがということなんだと思うので、その21年度の積み立てた時期と残高と。その辺からの時系列が、多分2年ぐらいないと説明がつかないのかなと思うので、後にご説明いただく折には、そんな形で一応ご説明いただければと

いうふうに思いますので、お願いします。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 ありがとうございます。今、ご指摘いただきました内容については、早急に整理をして、資料という形でお示ししたいと思います。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等、ございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 43ページの21款の市債ということの1項3目、合併特例債ということで、農山漁村活性化プロジェクト新交付金事業ということであるんですけども、この事業内容というのはどんなものなんでしょうか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 この事業につきましては、農林整備課が実施している事業でございまして、佐野、三本木地区の全体の排水対策ということで、新幹線の横断も含め、大塚から佐野、三本木地区に排水管を中心に整備をして、相ノ川のほうに放流していくというようなことで、もう4年ぐらいですが、実施している。全体的事業期間、6年に、多分1年ふやしていると思うんですが、その排水対策を主に、農地の排水対策を主に実施している事業でございます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

平山委員。

平山委員 ページ56ページの1項6目の財産管理費の中から、一番上のほうの使用料及び賃借料ですか、本庁者駐車場用地ほか21件。その下の、先ほどの工事請負費の島方地内の記念碑というのは、これ東那須野中学校の取り組みですけども、この中学校地内に石碑か何かを立てる工事なんでしょうか。

また、その上の駐車場用地ほか21件は、どんなようなところがまたあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 まず、島方地内の記念碑ということなんですが、まず場所につきましては、東那須野中学校の新しく建てました体育館があるかと思うんですが、その裏側というんですか、学校を挟んで細い道を入れていって、左側が体育館。その右側に用地を寄附をいただきまして、学校の駐車場ということで、現在利用させていただいております。もともとの駐車場のところに体育館が建っているものですから、そういった部分での利用形態としては、教員専用の駐車場になっていると思うんですが、ということで、体育館に細い道路を挟んだ向かい側に用地をいただきまして、そこに手入れした際に記念碑を立てたということでございます。

平山委員 どのぐらいの敷地をいただいたんですか。

伴内財政課長 面積が828平米。250坪です。

平山委員 記念碑というのは。

伴内財政課長 このぐらいの丸っこい川石のようなものに。それと、現場石じゃないんですけども、それを用意しまして、面を削って、記念の文字を多少刻ませていただいたものを隅のほうに置いてあるということです。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員 駐車場については。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 本庁舎駐車場用地ほか21件ということなんですが、この庁舎の前、裏、また後ろの森林公園、それと入り口の両側の松林とか、そういった部分を市のほうでは、本庁舎関連で今、お借りをしている状況でございます。そういった部分の、件数的には細かいものもありますので、あれですが、そういった部分の用地の借用をしている部分ということでございます。

平山委員 面積としてはどのくらい。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 申しわけありません、ちょっと表にはなっているんですが、大きいところでいきますと1万7,000平米、これは先ほど言いました県営団地とか、そういった部分もこれ含まれていきますので、県営住宅ですか、県営住宅の底地を借りていたり、庁舎関係ですと、ここで1万399平米とか、今、電卓を入れております。申しわけありませんが。

山本委員長 それでは、後で結構でございますので、これの詳細を。

平山委員。

平山委員 今の現状ですが、今後のその土地に対して購入する予定とか、またはその返還なんかを考えてはいるんでしょうか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 現時点で新たに用地を求めるということは、現在、利用目的等も含めて、現時点ではちょっと考えているものはございません。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等、ございますでしょうか。ありませんか。

平山委員。

平山委員 すみません、議案資料の66ページの一般会計決算の性質別分類の状況というところからちょっとお伺いしたいんですけども、一番上の義務的経費の人件費のうち、職員給与が三角で4.5%のわけと、それから2番目の扶助費の37.9のこれは増ですね。それから、これなんかは約40近い増なんですけれども、これは子ども手当のほかの何か別の理由があるのかなということで、ご質問いたします。

それと、投資的経費の市単ですね。2番目の単独事業の三角の19.6、それからまた県営の事業負

担金のやはり20.2のそれぞれの理由なんですね。

それから、もう一つ、その他の経費につきまして、3番目の補助費が44.1の三角ですね。

それから、積立金が1,022.2の増がかなり大きいがあるんですね。

その下の投資及び出資金の三角の96.7のそれぞれの理由についてお聞きしたいんですけども。お願いいたします。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 まず、ご質問いただきました人件費関係、職員給与費で、三角4.5%ということで減っておりますが、これにつきましては、職員の人数関係が、21年の4月1日現在で788人おりましたが、22年4月1日では765人ということで、23人ほど減になっております。そういったのが主な要因と考えております。

扶助費につきましては、副委員長がおっしゃられたとおり、基本的には子ども手当の20億からの新たな経費が積み増されたのが主な要因ということで考えております。

それと、投資的経費の中の単独費関係でございますが、これにつきましては、那珂川河畔公園のプール改修が前年度で終了していると。それと、西那須野地区市街地再開発事業についても、1億5,000万ほど減になっているということで、市単独の事業関係の経費が大きく落ち込んでいるのが要因というふうに考えております。

それと、県営の負担金関係でございますが、これにつきましては、農サイド、農林サイドの事業で、これまで負担金事業として整備していたものが一部完了したとか、そういった経費の積み上げで、全体的に下がってきているということでございます。大きいところでは、金沢高阿津線とか、ああいった部分で大きな事業費をくっていただきましたので、そういった部分が最終段階になっ

ているというふうな要因というふうに、私どもは考えております。

それと、その他の経費の中の補助費関係でございますが、これにつきましては、21年度まで繰り越してやりましたが、定額給付金関係が、20年から21年度に繰り越されて17億ほどありました。それが終了したということで、大きく減になっております。それとあわせて、那須塩原クリーンセンターの整備につきましては、負担金という形でこれまで予算化をしておりましたので、そういった17億、10億というような大きな事業が2つほど終了してきているということで、44%の減というような数字になってきております。

それと、積立金につきましては、各基金への積み立てでございます。財政調整基金であるとか減債基金、それと新庁舎整備基金等で、それぞれ積み立てを実施したことに伴いまして、大幅にふえて結果が出ているということでございます。

それと、投資及び出資金につきましては、水道事業、これの出資金というのが、これまで1億5,000万近くあったわけなんです、それが丸々減ということで、1億4,800万ほど減になっております。そういったところが大きな要因ということで、約96%の減ということで、事務局のほうでは考えております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、次に認定第9号 平成22年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

伴内財政課長 (認定第9号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第9号 平成22年度那須塩原市公共用地先  
行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、  
原案のとおり認定すべきものとするにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。では、認定第  
9号については、原案のとおり認定すべきものと  
決しました。

#### その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

先ほど、平山委員の保留しておいたことについ  
ての説明をお願いいたします。

伴内財政課長 21件の総面積なんですが、4万  
8,137平方メートルでございます。1万4,500坪と  
いうことです。

山本委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、その他ということで、ほかにござい  
ますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 そのその他って、決算に伴うその他で  
すか。それとも全般的なその他なんですか。

山本委員長 財政課に関してのその他ということ

でございます。

磯飛委員 決算じゃなくても。

山本委員長 はい、そうです。でなくても結構で  
す。

磯飛委員。

磯飛委員 財政にひっかかるんだかどうかわから  
ないんですけども、先ほどの東那須野中の土地  
を寄附されたということで質問が出ていたので、  
一応財政課のほうに、質問というより確認をさせ  
ていただきたいと思います。

この寄附に伴う、決算とはちょっと離れてしま  
うんですが、寄附者に対しての表彰とか、そうい  
ったものを今回の市の表彰規定の中で、表彰者の  
認定という作業を行ったと思うんですが、そこに入  
っていたかどうかということ、もう1件、それ  
に伴って土地の寄附者、若松さんがよく一般質問  
している鍋掛地区の歩道をつかって、土地を寄附  
してくれた方、その2件の土地寄附者に対する表  
彰というのは、今回、対象に入っていたかどうか、  
確認したいんですが。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 まず、東中関係についてなんです  
が、今回、私どものほうでは21年度の段階で表彰  
をさせていただいておりますので、しているとい  
うことでございます。

それと、豊浦小の関連ですか、歩道の部分。ち  
よっと私どもでは把握しておりません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 財政か総務か、統括は総務になるんで  
しょう。全体まとめて。

伴内財政課長 秘書課です。

磯飛委員 じゃ、秘書課が来たとき、確認してみ  
ます。

山本委員長 企画のほうで。

ほかにその他ということでございますでしょうか

か。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部はございますか。ないですか。それでは、これで財政課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。契約検査課に入りますので、少しお待ちください。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時45分

#### 契約検査課の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

契約検査課の審査に入ります。

今回、契約検査課関連の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

鈴木契約検査課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。ございますか。よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 57ページ、決算には直接関係ないんですけども、説明があった中で、指名停止基準適用状況の中の第16号、建設業法違反行為、この行為はどんな行為だったのでしょうか。

山本委員長 課長。

鈴木契約検査課長 それでは、16号の建築業法の違反ですね。これにつきましては、これは宇都宮の会社で、平成理研さんという会社でございしますが、これにつきましては、栃木県知事の許可を受けた、栃木県だけで建設業をやる場合には知事の許可でいいんです。これ、2つの県にまたがる、全国の会社が当然そうですね。こういったものは国土交通大臣の許可が必要ということで、この平成理研さんは、他県で、他県というのはこれは、県は何県か、ちょっと申しわけございませんが、ほかの県で、本社は宇都宮、栃木県なのに、国土交通の大臣の許可を取っていないで仕事を受注したということでございます。建設業法にはそれが書いてありますので。大臣と、県内は知事というふうになっています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 仕事を1件受注したということは、本市の仕事も受注したという解釈ですか。

山本委員長 課長。

鈴木契約検査課長 これにつきましては、本市ではございません。これは、具体的には……。本市でないというのだけは間違いありません。これ、県のほうから随時、そういったものが来ますので、これはうちのほうの仕事を受けて、何か安全管理を怠った、事故を起こしたとかということじゃなくて、建設業者の資質の話でございます。建設業法に違反したということで、うちのほうも準じてや

っているということで、ご理解ください。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 簡単に、単純な質問なんですけど、58ページ、契約管理費の中で、この検査を工事の完成度によって度合いによってするわけですが、中間検査、出来高検査、完成検査と。48、12、228、合計286になっていますが、それぞれのこの検査時期の違いというのはどういうことなのか、簡単にご説明いただきたい。

山本委員長 課長。

鈴木契約検査課長 まず、中間検査でございますが、これにつきまして、通常は3,000万以上、かつ工期が150日以上工事ということで、大規模な工事です。大規模な工事は、必ずこの2つの要件、3,000万で150日になったものは必ずやります。また、低入札調査基準価格を下回った工事につきましては、うちのほうで調査をして、できないおそれはないということ、または失格ということもございますが、できないおそれはないというふうになった場合に、請負者になった場合、これは中間検査を受けるんですけども、あとは、工事評定点で、A、B、C、D、Eとうちのほうでは5段階、県に準じて同じようなやり方をしておりますが、Dということで64点以下、これは次年度まで、当該年度と次年度まで検査を義務づけるということで、これは現在もそういうものは幾つかございます。

以上です。

山本委員長 委員、よろしいですか。

植木委員 そうすると、この出来高検査の10件というのは、また何かこれ理由があるんですか。条件が。

山本委員長 課長。

鈴木契約検査課長 出来高検査につきましては、継続費ですね。これは継続費の年度末、2年にまたがって工事を行う。建築、学校、耐震とかありますね。あとは、当然、業者の権利として、こういう中小企業は厳しい状況ですから、前払いをもらっていますけれども、それ以上に仕事をやった場合に、出来高検査の請求が請負者のほうから出た場合に、それに呼応して、私どもは出来高設計を担当者がつくって、それを契約検査部が完全にできているかという検査をして支払うという、何種類かの事例がございます。

植木委員 わかりました。ありがとうございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等、ございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しま

した。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

その他ということで、契約検査課について、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、契約検査課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

これで総務部の審査は終わるんですが、課長、どうぞ。

熊田総務課長 先ほど総務課の中で、平山委員さんからご質問のあったことについて、答弁を保留した件について、述べさせていただきたいと思えます。

例規検査システムのデータ作成の業務委託に關してでありますけれども、以前、紙ベースのときと比べて費用がどうかというお話だったんですが、ちょっと私ども勘違いしてしまっていて、現在、この電子データで、市民の方もホームページから例規のほうも見ることができます。職員も同じように、情報系のパソコンの中で例規システムを見ることができます。

それと並行しまして、例規集という、以前の紙ベースの5冊、150ほど加除して更新しております。その費用を含めてということで、これ合併以来、ずっとこれでやっているということなものですから、費用の対比というのは以前とはできない状況であります。年間800万程度かかっているということでもあります。

さらにつけ加えて言うと、23年度で新たな契約

を結びまして、さらに使いやすくバージョンアップ、例規の改正なんかそのシステムからできるようなものも入れました。ただ、費用的には、以前に比べてかなり安くて、紙ベースの加除と合わせても、年間、今年は450万の予算要求となっておりますので、経費節減が図れたような状況になってございます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

大変失礼いたしました。それでは、これで総務部の審査をすべて終了いたします。ご苦労さまでございました。

執行部入れかえのために、暫時休憩といたします。4時10分には始めますので、よろしく願いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時06分

企画部の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより企画部の審査を始めます。

初めに、企画部長からごあいさつをいただきます。

室井企画部長 （挨拶。）

山本委員長 大変ありがとうございます。

企画情報課の審査

山本委員長 それでは、企画情報課の審査に入り

ます。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

古内企画情報課長 (議案第35号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の方々から質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 7ページ、1款1項9目の国道400号バイパスの橋梁情報管の整備について、NTTと協同ということ、負担割合はどんな割合になっていますか。

黄木情報管理兼情報推進係長 トンネルのときと同じように、条数比割でやる予定であります。情報管路というのは、塩ビ管を想像していただければいいんですけども、光ファイバーケーブルを通すために塩ビ管を設置するんですね。1条、2条。塩原トンネルについては条数比割でやっていただきました。今回も条数比割でお願いするつもりであります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 予算、工事額としての金額の割合はわかりますか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理兼情報推進係長 4条と1条、合計5条の数です。

磯飛委員 情報が1条ということですか。

山本委員長 課長、どうぞ。

古内企画情報課長 うちのほうが1で、NTTが4という割合でございます。

磯飛委員 了解です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございます

か。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議のないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

古内企画情報課長（認定第1号について説明。）  
山本委員長 わかりました。説明が終わりました。  
ありがとうございます。

それでは、各委員の皆さんから、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等はございますか。ございませんか。

関谷委員。

関谷委員 60ページの30事業、一番下の通信運搬費のところなんですけれども、インターネットの接続系はわかるんですけども、幾つかシステム系があると思うんですが、これは使用料じゃなくて通信なんですか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理兼情報推進係長 これは俗にASPとって、サービスをインターネット経由で、相手方の企業から受けているというものなんです。これについては、契約検査課のほうの要件がございまして、これは役務費、通信運搬費で継続が望ましいということで、そのようにやっております。  
山本委員長 課長。

古内企画情報課長 このことですが、ASP、いわゆる通常のパソコンのところへソフトをインストールして使うというのが今までだったんですけども、今使っているのが、コストを削減するために、ソフトは別な場所にあるんですけども、それを通信を使って、端末だけ使う、いながらそのソフトを使うという方法が、今、多いものですから、その一環で役務費を使っているというような意味合いでございます。

ですから、借りている場合にはレンタル料、リース料とか、そういうのがかかるんですが、そういったもので通信で持ってきて、そこでソフトを使っているということなので、役務費という形になっております。

山本委員長 おわかりになりますでしょうか。

関谷委員 意味はよくわかったけれども、まあいいでしょう。7時になっちゃうから。

山本委員長 ほかにございますか。ご意見等。

平山委員。

平山委員 簡単に。59ページの地域振興費、一番上ですね。野岩鉄道というんですか、これの補助金の内容と、あとまた、本市と日光市との負担割合なんかをお願いします。

山本委員長 課長。

古内企画情報課長 野岩鉄道の今回、270万、200万ちょっとふえているという話の中の内容でございますが、まず、野岩鉄道は、ご存じのように、まずソフト事業とハード事業とで、安定化と安全性向上、この経営安定化事業というのはまずいわゆるソフト事業、経営安定化の部分で、今回、ふえているのがこの安全性向上、ハードの部分ですね。先ほどお話しさせてもらった葛老山トンネル改修工事、これは21年度に急遽、兩岸コンクリートが、トンネルの下の部分の線路の下の部分なんですけれども、それがどうも沈下し始めているという話がありまして、それを改修工事することで、21から24年度までの4カ年事業となっております。

21年度については、これは補正で9月の組んだものですから、距離的には185m。今回、ふえた理由は500mでございますので、金額がふえています。これは、トンネルの場所は、湯西川温泉駅と川治湯元駅の間にあるところでございますが、まず負担割合でございますけれども、先ほどお話があったように、まず安定化につきましては、栃木県と福島県で、そしてまた先ほどお話あった日光と、実際は栃木県内の市町村としますと、那須塩原と日光だけなんです。全部合併していますから。そうしますと、株の持ち株で言うと、85%

何がしかが日光で、十四、五%がうちのほうということで、ざくっと計算しますと、まず安定化の部分は3.9%、うちのほうはかかっています。この今回のいわゆる葛老山に関するハード事業、安全性向上につきましては2.1%。すみません、逆です。2.1で、安全性が3.9ということで。

山本委員長 もう少しゆっくりということで。

古内企画情報課長 経営安定化のほうは2.1%で、安全性向上が3.9%が、最終的な全体工事費の中の市の負担部分がそういうパーセンテージでやっています。それが福島県と栃木県で2対半分。なおかつ、栃木県がまた半分持って、その残ったのについて持ち株でやっているという計算で、それを全部計算しますと、そういった形になります。

今回、金額がふえているというのは、21年度は途中からやっぱり補正組んだので、当初から高かったものですから、距離が短かった。ということで、金額が少なかった。今回は、22、23、24ということで、3カ年で約500mずつやるのに、全長の1,780mございます。その中で、今回は、年度を通して、500mやるということで、21年に比べて金額がふえているというのはそういう理由で、負担割合は以上でございます。

ちなみに、ちょっと話はそれますけれども、3月11日の震災以降、客が激減しました。それで、3月11日の、いわゆる3月にデータを調べた限りでは、76%くらい減る。今どうなっているかという、最近、7月のデータまでしかないんですか、二十四、五%まで回復した。減った部分ですね。75%減ったのが3月。7月現在は、二十四、五%減っているまで、対前年の同じ同月比をやった場合の話ですけれども、そこまで回復しつつあるという状況でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見等、ございますか。

関谷委員。

関谷委員 先ほどの件なんですけれども、すみません、もう1回聞かせてください。つまり、そのシステムにアクセスすると、いわゆる通常の通信に対する課金のほかに、そのシステムをつなぐことによって、プラスアルファの課金が発生しているというようなシステムの契約なんですか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理兼情報推進係長 今、おっしゃるように、インターネットですので、通信費そのものは実はかかっていないんですよ。実際は、支払っているのはそのシステムの利用料だけなんですけれども、このようなサービス形態における場合は、確かにおっしゃったように、使用料というのも選択肢としてはあるんでしょうけれども、一般的に役務費で払うのが、ごめんなさい、名前を忘れたんですけれども、契約の手引みたいなものにそう書かれていて、このような役務費で払っている自治体も多いということで、我々もそれに倣ってやっているというようなことでございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 その契約の中身が、月額使用料的な部分で契約されているのか、ワンパッケージで契約されているのか、それとも、例えばその都度の課金になっているとか、いろんなパターンがあるかと思うんですけれども、その辺だけでもわかりましたら確認させてください。

山本委員長 係長。

黄木情報管理兼情報推進係長 今、ここに書いてあります3つのシステムについては、まず導入のときの初期費用があつて、その後はすべて月額で支払っております。

山本委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ないようですので、終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

その他ということで、企画情報課について何かございますか。よろしいですか。

執行部のほうから何かございますか。ございませんか。

それでは、企画情報課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時35分

市民協働推進課の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民協働推進課の審査を行います。

今回、市民推進協働関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

藤田市民協働推進課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、委員の皆様から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

いかがですか。ございませんでしょうか。

関谷委員。

関谷委員 59ページの車座談議ですけれども、事業交付金の7地区、主な事業をご紹介します。

山本委員長 課長。

藤田市民協働推進課長 それでは、7地区の取り組みについてご説明申し上げます。

7地区につきましては、黒磯地区、そして鍋掛地区、そして東那須野地区、高林地区、南地区、大山地区、塩原地区ということになります。

黒磯地区におきましては、駅前広場及び駅前通りの花いっぱい運動ということでございます。鍋掛地区につきましては、エドヒガンザクラの保存ということでございます。東那須野地区につきましては、東那須野公園へのスイセンの植栽。そして、高林地区につきましては、高林再発見マップということで、高林の個性ある資源をマップに取りまとめたという内容でございます。そして、南地区につきましては、ゴーヤの緑のカーテンづくり及び遊びの森づくりということでございます。大山地区につきましては、ホテルの復活ということで、カゴメのヨウワク水路というものがございましたが、それが結構浄化されていますので、そこにホテルを再生するという取り組みと、あとはエドヒガンザクラの保存ということでございます。塩原地区につきましては、大きな清掃及びいろはもみじの植栽というような内容になってございます。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

関谷委員。

関谷委員 わかりました。

車座談義は、全国的にも本市の中でも注目度の非常に高い事業で、ご視察も随分受けているかと思しますので、この辺の事業に関しては、決算書記載の折に、一覧で載せていただくと。他の車座の方々にとっても、我々にとっても、一つの目安となるかと思しますので、記載の工夫をお願いできればというところだけ、要望させていただきます。

山本委員長 何かご意見ございますか。

課長。

藤田市民協働推進課長 来年、そのような形で訂正させていただきたいと思います。よろしく願います。

山本委員長 ほかに、質疑、ご意見等ございますでしょうか。ございませんか。

平山委員。

平山委員 63ページの、1項11目の男女協働参画推進費の中から、負担金で、栃木県の次世代人材という事業の市の負担金、これの内容をちょっとお伺いいたします。

山本委員長 課長。

藤田市民協働推進課長 こちらにつきましては、県のほうで主催しています次世代人材づくり事業ということで、海外派遣研修を県が主催で実施しております。そちら、行き場所はフランスということございまして、そちらに本市出身の方が1名、手を挙げていただいたということで、費用負担は県が3分の1、市が3分の1、自己負担が3分の1というようなことになってございます。そちらの海外視察への研修に係る市の負担分の予算支出だということでございます。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員。

平山委員 先ほど関谷委員のほうからも言われたんですけども、車座談義の、なかなかこれは事業地域がなかなか進まないようなんですけども、ずっと7地域でなっているような感じなんですけれども、なかなか行われぬ理由というのは何かあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

藤田市民協働推進課長 地域の事業費を使って、車座の事業を実施しているところは7団体なんですけど、15のすべての車座で事業は実施しておりま

す。運営費補助金だけで事業を賄っているような車座もございますので、15地区すべてが、要するに車座談義に基づく事業を展開しているということでございます。

経費が比較的安価にできる事業としましては、通学路の安全マップを作成したりだとか、あるいは消防署に声かけをしまして、消火器の使い方だとか、そういうものも含めた消火訓練なんかを行っているところもございます。事業費交付金ということで使っている車座は7地区でございますが、全地区15地区が、車座談義に基づく車座の事業を実施しているということでございます。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員 わかりました。すみません、ありがとうございました。

山本委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ないようですので、終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

その他ということで、市民協働推進課について何かお聞きになりたいこと、ございますか。ありませんか。

執行部のほうで何かございますか。ございませんか。

それでは、これで市民協働推進課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 4時53分

#### 秘書課の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の審査に入ります。

今回、秘書課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

松江秘書課長 （認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 53ページ、広報なすしおばらの入札でマイナス290万、減ったということですが、そもそもがこの、最初の金額から290減っていますけれども、その最初の金額って幾らなんですか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 なすしおばらの、平成21年度の総額でございますが、1,476万5,125円でございます。それが、先ほど申し上げましたように、299万2,895円減りまして、5月の5日号、20号合わせまして、1,177万2,230円になったということでございます。

山本委員長 よろしいですか。

〔「おおよそ2割減ったと。大変単価下がっていますね。」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

若松委員。

若松委員 すごく簡単なことですが、市長と語る会ということで、年4回開いたということなんですけれども、これは市長が独自に場所を決めるんだから、そういった市民からの要望なのか、その辺ちょっと聞きたいんですけども。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 基本的には、自治会レベルを単位にしますが、そちらからの要望に応じて、その日程を決めていただいて、市長と関係部長、課長クラスが出向くというような形でやっております。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 4回というのは大体どの自治会ですか。もしわかっていましたら。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 板室、それから2回目はちょっと幾つもの自治会が固まっていますけれども、西那須野で言う中央、西那須野公民館のエリア、中央コミュニティですけれども、地区で言うと太夫塚、五軒町、永田区、二つ室、第一南区、これが合同で1回。3つ目が、沓掛新田。4つ目が、佐野自治会でございます。

以上でございます。

山本委員長 ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 今の市長と語る会の関連なんですけれども、市長と語る会存在そのものは、市民に対してどう周知しておりますか。

山本委員長 係長。

小泉広報広聴係長 周知は、一応自治会を単位として市長と語る会を実施するというので、各自自治会長さん、こちらに直接通知を出しまして、希望の日にち、市長の日程と合った日にちを合わせていただくのと、テーマを決めて実施ということで、それぞれ自治会のほうで、市長とお話するのに何もテーマがないところでは話し合いにならないということで、テーマを自治会内で決めていただいて実施するというような形でやっております。直接、通知のほうを自治会長さんにお送りして、実施しています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その際なんです、市長と語る会という名目なんです、その地域にとって大きな問題、困った問題が出てきたと。これを市あるいは市長の考えというものを聞きしたいというようなテーマ設定でもよろしいんですか。

山本委員長 係長。

小泉広報広聴係長 一応、テーマ設定としては、市で考えている課題等を市長と話し合いを持つことで、これからいい方向に持っていくような方策というものをお互いに、市長との協働というのがありますので、お互いにどのように進めていったらいいんだろうということで、話し合いを持っているわけです。

去年、4回行ったわけなんです、沓掛新田と佐野地区においては、自主防災組織についてということで、地元での課題を市長を交えて話し合ったと。西那須野中央コミュニティ地区につきましては、東小学校周辺の通学路の整備についてということで話し合いを持ったと。板室地区については、全体的な市の計画、こういうものについて市長に話をいただきたいということで、それをテーマに実施したという内容になっております。

以上でございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その困った問題についてはどう考えますか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 一般論でございますけれども、基本的にどういう問題は語る会のテーマとしてふさわしくないということはありませんので、まずはお話をお聞きしたいと。その上で、特に市長が語るにふさわしくない、お互いに話すのにふさわしくないという問題があればまた別ですけれども、一般的な生活に関連するような問題であれば、まずそういうことはないように思います。

磯飛委員 了解です。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに、質疑、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないよう

ですので、終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。それでは、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。ございませんか。

若松委員。

若松委員 先ほどのイメージアップ推進費の40事業ということで、お金をかけているということなんですけれども、もう少し、これ意味がちょっとよくわからないんだけど、イメージアップすることなんだから、もうちょっとイメージアップしているような、マスコミをつかったことはできないかどうか。どうなんですか。コマーシャルしてもらって。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 すみません、私の説明が不十分で申しわけありませんけれども、次のページ、54ページになりますけれども、こちらでテレビを使ったスポット放送なんかを入れているというのがイメージアップでございまして、どうしても決算ですから、お金を使ったものがありますけれども、無料で新聞に載せてもらうとか、テレビに映してもらうというのは、契約してお金を払うわけではないので、ちょっと決算書にはあらわれませんけれども、そういうものも当然、事業としてはあると思いますけれども、決算としては契約の上で実施しているスポット放送とか、そういうものが対象になっているというところでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 結構、全体的にはいいことをやっているというようなところもあるんですけど、そういうものをかなり、報道のほうとのイメージアップを放送してもらってやれたらなという、これは要望なんですけれども。要望で結構です。

山本委員長 それでは、その他ということで、秘書課のほうで何かございますか。

松江秘書課長 秘書課はございませんか。

山本委員長 企画部全体として何かございますか。ないですか。

それでは、秘書課の審査を終了いたします。

あわせて、企画部の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

以上で、本日の審査は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 5時08分

総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	山本 はるひ 君	副委員 長	平山 啓子 君
委員	磯 飛 清 君	委員	植木 弘行 君
委員	関谷 暢之 君	委員	室井 俊吾 君
委員	玉野 宏 君	委員	若松 東征 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

西那須野支所長	斎藤 兼次 君	総務税務課長	宮本 覚 君
総務税務課長補佐兼税務係長	辻野 岩男 君	総務係長	齊藤 保幸 君
市民福祉課長	関谷 和子 君	市民福祉課長補佐兼生活環境係長	久保 周二 君
市民戸籍係長	平山 正人 君	産業観光建設課長	関谷 正徳 君
産業観光建設課長補佐兼農林課長	星 伸也 君	商工観光係長	板橋 信行 君
建設係長	鈴木 隆行 君	塩原支所長	白井 浄 君
総務福祉課長	君島 幹朗 君	総務福祉課長補佐兼総務・税務係長	江連 周治 君
産業観光建設課長	君島 秀行 君	産業観光建設課長補佐兼建設係長	君島 紀夫 君
農林係長	伊藤 吉之 君	観光商工係長	白井 孝行 君
幕根出張所長	柳崎 修造 君	会計管理者兼会計課長	後藤 のぶ子 君
選管事務局長	荒川 正 君	選挙係長	田代 正行 君
監査事務局長	選管事務局長兼務	監査係長	選挙係長兼務

固定資産  
委員会書記  
選管事務局長兼務  
議会事務局長  
齊藤 誠 君  
庶務係長  
川崎 幸子 君

公平委員会  
書記長  
選管事務局長兼務  
議事課長  
渡邊 秀樹 君

出席議会事務局職員

人見 栄作 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
  - 〔西那須野支所〕
    - ・西那須野支所長あいさつ
  - 〔総務税務課〕
    - ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)  
決算審査
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〔市民福祉課〕
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
    - ・認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〔産業観光建設課〕
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〔塩原支所〕
    - ・塩原支所長あいさつ
  - 〔総務福祉課〕
    - ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)  
決算審査
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〔産業観光建設課〕
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〔選管・監査・固定審査評価・公平委員会事務局〕
    - ・選管・監査事務局長あいさつ  
決算審査
    - ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〔会計課〕

・会計管理者あいさつ

決算審査

・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔議会事務局〕

・議会事務局長あいさつ

決算審査

・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開議 午前 9時58分

#### 開議の宣告

山本委員長 皆さん、おはようございます。

きょうは、最初に、西那須野支所ということで、大変遠いところから来ていただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様、きのうは大変遅くまで審査がかかりましたが、中身が大変濃かったということで、きょうも西那須野支所、塩原支所、そして、局の審査になりますが、どうぞ必要なところは意見を出していただきまして、しっかりと審査をしていただきたいと思います。

それでは、散会前に引き続き、会議を開きます。

#### 西那須野支所の審査

山本委員長 初めに、西那須野支所長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

齋藤西那須野支所長 (挨拶。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

#### 総務税務課の審査

山本委員長 それでは、審査に入ります。

#### 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

宮本課長。

宮本総務税務課長 (議案第35号について説明。)

山本委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございますか。

若松委員。

若松委員 14ページ、今、時計の説明をいただいたんですけども、これは、業者選定はきまったんでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 当然、この補正を決定いただきましたら、発注する予定ではございますけれども、とりあえずは、特殊なものということで、今のところは1社という形で限定させていただいております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 あと1点、6ページの2款総務費の中の一般管理費の中の、先ほど説明がありました災害用備蓄品、土のう袋等ということで、これをお伺いしたいんですけども、今まで備蓄していたのに、それに足りないものを追加するのか、また新たにやるのか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 備蓄していたものは、すべて備蓄しております。今回、1日150人程度、3日分というようなことで計上させていただいておりますが、そういう形で不足する部分について用意をさせていただくと、そのための予算という形になります。

若松委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに、質疑、ご意見等はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

説明に当たりましては、総務税務課、市民福祉課、産業観光建設課の順に一括してお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

宮本総務税務課長 （認定第1号について説明。）

関谷市民福祉課長 （認定第1号について説明。）

関谷産業観光建設課長 （認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございました。

これで説明が終わりましたので、委員の皆様からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

副委員長。

平山委員 27ページの15款県支出金で、消防費県補助金で金額は少ないんですけども、消防費県補助金で消防団の魅力アップ事業補助金が出ています。中のほうにも、消防費の関係もあったんですけども、現在、西那須野で300人の団員がいて、詰所もあるんですけども、その中で団員が減る傾向というか、かなり少ないんじゃないかと思ひまして、魅力アップの事業はどんなことをやって、団員を増加というか、魅力を上げていくのかなと思ひて。

山本委員長 宮本課長。

宮本総務税務課長 消防団魅力アップ事業という部分につきましては、毎年、産業文化祭がございます。産業文化祭の中で常備消防及び消防団の皆さんに出させていただきまして、例えば、子供たちに対してのはっぴを着せて放水をさせるとか、あとは、煙の中をもぐっていただいたり、いろいろな事業を催して消防団の活動はこういうものだよということで啓発して、その中において、消防団のなり手がなかなかいないというところで、皆さんに消防団をやっていたらこうというような啓発活動をやっているというようなことでございまして、主な事業といひますのは、それらに係る消耗品等が主なものという形になります。

山本委員長 副委員長。

平山委員 300人の団員なんですけれども、増員を目指しているんですけども、年々、減少傾向

にあるんですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 21年度が304名という形で、22年度は300名という形で、若干、どうしても減少傾向ということで、これにつきましては、成人式とかで消防団員の募集という形でパンフレットなんかも渡しているところですけども、なかなか今はなり手が少ないという状況が現実です。

山本委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 200ページの8款土木費の2項2目道路管理費ということで、危険箇所明示用ポストコーンをどこにつけたのか。接着剤ということで金額が出ているんですけども、その辺をご説明願いたい。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 基本的に、ポストコーンはプラスチックでできていますので、例えば歩道とか落ちそうなところというところとコンクリートなので、それを接着剤でくっつけているということなんですけれども、つけたとこまでは、ちょっと把握していません。場所まではちょっと……。勘弁していただければと思います。すみません。

山本委員長 よろしいですか、若松委員。

若松委員 接着のことで聞きたかったんですけども、かなり強力ではないと……。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 コンクリートをつけるような、今はそういう接着剤がありますので、配合して、その場で、その上からつけますと、ある程度たつと、相当くっつくということでもあります。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

副委員長。

平山委員 51ページの一般管理費の中の自主防災組織なんですけれども、西那須野地区においては

28自治体全部自主防が設置されているんですよ。確認なんですけれども。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 西那須野地区については、言われたように28自治体ございますけれども、22年度の時点では19地区で自主防災組織が組織されているということでございます。

山本委員長 副委員長。

平山委員 19カ所の地域で備蓄倉庫も完全に設置されているんですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 これにつきましては、新たな補助項目ということで、すべてがすべて資機材の補助金を利用している地区ということはありません。この段階ですと、6団体ということになります。今言ったように、19地区すべてが資機材の補助金を使っているということはありません。

山本委員長 副委員長。

平山委員 もう一つ、71ページなんですけれども、庁舎管理費30事業で21年度の繰越分なんですけれども、太夫塚倉庫というのは、場所は線路のわきのところですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 庁舎の南側といたしますか、あたご駐車場がございます。あたご駐車場よりもさらに南に行ったところの右側にございます倉庫になります。

平山委員 線路のわきではなくて……。

宮本総務税務課長 道路沿いになります。

平山委員 いろいろ建てて、例えば耐震とか、そんなのは大丈夫なのか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 正直申し上げますと、いつ建築されたかというのは、ちょっとわかりません。昔の丸通の倉庫という形で、当時の西那須野町が

引き受けたものというふうになっておりまして、耐震はもちろん全然駄目、問題なく駄目です。

平山委員 新しい倉庫をつくったほうが早いんじゃないかというようなことですけれども、作り直すという計画はないんですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 地元太夫塚地区のほうからも、かなり景観が悪いというようなご指摘は出たんですけれども、かなり屋根が真っ赤という状況がございましたので、そこら辺も考慮してくれというようなこともありましたし、実際はかなり傷んできている部分もありますので、塗装と外壁といいですか、それだけは直していくという形で直させていただいたところですよ。

平山委員 何が入っているのですか。

宮本総務税務課長 ふれあい祭りのいろいろな看板等とか、あとは産業文化祭で扱う畜産フェアで使う焼肉用のコンロとか開拓鍋とかもあります。あとは、もろもろの書類なんかも入っておりますが、災害用の備蓄に関しては無理だということで入れておりません。

平山委員 いずれは、近い将来、ちょっと考えなくてはならない。金額も大きいですね。

ありがとうございました。

山本委員長 ほかに、ご質疑、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは次に、認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

関谷市民福祉課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様からご質疑、ご意見等がありましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

認定第2号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第2号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### その他

山本委員長 次に、その他に入ります。

何かその他ということで西那須野支所関連につきましてご発言があればお願いします。

委員の皆様、いかがですか。

若松委員。

若松委員 西那須野支所の中で、もとの町長室かな、二階ですか。あれは借りることはできるんですか。

山本委員長 支所長。

斎藤西那須野支所長 会議室として使用しておりますので、借りることはできます。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますか。特にございませんか。

〔発言する人なし〕

山本委員長 それでは、これで西那須野支所の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

山本委員長 ここで暫時休憩といたします。

10分間休憩したいと思いますので、11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 塩原支所の審査

山本委員長 塩原支所の皆様、ありがとうございます。ご苦労さまです。

これから塩原支所関連の審査に入りますが、その前に、塩原支所長からごあいさつをいただきたいと思います。

臼井塩原支所長 (挨拶。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

#### 総務福祉課の審査

山本委員長 それでは、早速、審査に入ります。

議案第35号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第35号 平成23年度那須塩原市  
一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島総務福祉課長 (議案第35号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。皆様からの質疑、ご意見  
等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 6ページの防災対策推進費、703事業  
について伺います。

需用費の災害用備蓄費が計上されておりますが、  
これは本庁並びに西那須支所と同様な内容だと思  
うんですが、その考え方として、比率として、本  
庁、西那須野支所と同じような比率として数量を  
確保する予算なのでしょうか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 こちらにつきましては、本庁  
総務課で一括購入ということで、一括配分する予  
定ですので、それぞれの割合に応じて、本庁、支  
所に配分される予定です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 それについてなんですけれども、特に  
塩原温泉街地区というんですか、上の地区は雨量  
200mm超えると通行どめ、ストップになるという  
中で、ほかの西那須野、黒磯本庁地区と同じよう  
な比率の備蓄量でいいのかどうかというような疑  
問を持ったから、今お伺いしたんですけれども、  
そのようなほかの地域と同じような考えに基づい  
た分配になるんですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 同じような比率で分配いた  
だいて、今のところは、分配された数量で間に合  
うとは思いますが。とりあえずは3日間、食料品とか、

そういう初動的な備品が備蓄できますので、それ  
でとりあえずは対応して、その後はまた考えたい  
と思います。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 やはり、通行どめ、ストップでされて  
しまうという地域なものですから、やはり、そう  
いった面も、ほかの地域と比較して、そういった  
点も今後、考慮した上での備蓄ということも考え  
ていく必要があると思いますので、これから検討  
ということで、そういったことも含めて検討して  
いただきたいと要望しておきます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございま  
すでしょうか。

副委員長。

平山委員 今の6ページで簡単なことなんですけ  
れども、703事業で災害の暖房器具を公民館にと  
いうことなんですけれども、塩原は公民館は何カ  
所あるのでしょうか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 塩原支所で考えれば、塩原支  
所に塩原公民館、箒根出張所のハロープラザに併  
設されていますので、旧塩原市が2カ所というこ  
とになります。

ですから、同じ形で言えば、塩原支所とハロー  
プラザ、箒根出張所はそれぞれ1カ所ずつ公民館  
があるということです。

山本委員長 ほかに。

関谷委員。

関谷委員 7ページの1項16目支所管理費の非常  
用自家発電設備の修繕というご説明でしたけれど  
も、かなり大型の支所建設時に設置した自家発電  
かと推測するんですが、当然、非常用ですから、  
非常時しか使わないということで、もしかしたら  
初めて使ったぐらいなのかもしれないんですけれ  
ども、いずれにしても支所ができて4年ですか、

5年ですか、そんな形で、これらの保守点検は、当然、決算のほうにも毎年計上されているわけなんですけど、シリンダーヘッドということで、これも想像ですけども、震災の直接の影響ではないんじゃないかと思うんですが、保守点検をしていながら、こういった事態ということについて、いま一度、説明いただきたいと思います。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 燃料系ということで、シリンダーヘッドがぐあい悪いということなんですけれども、当然、年に数回、業者に点検してもらっていますし、その中で今回不都合が出たのは、燃料が、多分、古い燃料を使って、それで燃料系がトラブル起きたんじゃないかという業者の説明なんですけど、ちょっとはっきりした原因がわからないんです。本来として、まだ支所ができて、機械自体は3年目、4年目なんですけれども、そこでふぐあいが起きるのはまずい状況なんですけれども、業者の説明ですと、点検している中で、今回、計画停電で何回か使っているうちに黒煙が上がってきて、そこで燃料系がぐあいが悪いと。そうすると、古い燃料が混入した原因があるんじゃないかということでの説明をされています。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 22年度の決算でも年額で24万1,500円、保守点検しているわけで、保守点検の中には、当然のことながら、点検業者側からすれば、そういった部分も指摘事項に出て当然かなというふうに思うわけなんですけれども、その辺をどのように考えているか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 関谷委員おっしゃるように、確かに業者のほうで点検していて、今回、ふぐあいが出たということは、非常にまずい状況だとは思いますが、業者のほうでは、トラブル

までは特に異常はありませんでしたということで点検結果が来ていたものですから、その中で、今回、何回か計画停電時に使っているうちに黒煙が出て、これは直さなければならぬということ、業者に対しても、点検の中で市のほうの負担がないような形での修理はできませんかということですけれども、やはり、全般的に修理しなければならないということで、市の費用負担は必要ですという状況です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 当然、大型の自家発電ですから、100万円の上ということで、全体の市の予算からすれば、たかが100万円かもしれませんが、一般的に考えたら大変な修繕費だというふうに思いますので、いろいろな保守業務に莫大な経費を費やしている中で、こういう点は、より点検業者に対しては契約委託する中でも十分な精査が必要かなというふうに思いますので、これは意見ということにさせていただきます。

山本委員長 ほかに。

磯飛委員。

磯飛委員 今回の関谷委員の質問に関連しているんですが、燃料系というのは、燃料は何を使用しているんですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 軽油です。軽油に間違ってもしかすると灯油が混入したのか、もしくは古い燃料が入ったんじゃないかという業者の指摘ですけれども、市の職員としては、ちゃんとした軽油を入れたつもりだったんですけれども。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 軽油ですね。そうしますと、これからのことなんですけど、支所が開設して、先ほど、関谷委員から4年ですか。4年で、当初にストックしていた燃料が4年で古くなったという解釈にな

るのでしょうか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 最初に入った軽油ですか、燃料につきましては、毎年点検していますから、そのたびに燃料は使っていますので、新しい燃料を更新しています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の説明で燃料が古くなったというのは結びつくんですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 どこかでストックした古い燃料を追加して入れたんじゃないかという指摘もあったものですから、そのような状況です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 燃料等々について、これからどう管理していくかだね。非常時に使うものだから、ストックはしておかなければならないし、停電になったからといって、慌てて買い求めていったのでは間に合わないということが出てくるでしょうから、燃料の管理体制というのをどう構築していくかだと思うんですけども、その辺の考えはあるんですか。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 燃料のストック場所をはっきりして、あとは、燃料を補給した日時を記録するように、今後、十分に気をつけたいと思います。

山本委員長 このことについて、ほかにいかがですか。

関谷委員。

関谷委員 燃料の更新を点検時にはされていると。年に1回は少なくとも燃料を抜きとって、新しいものに更新しているというご説明でしたが、燃料自体は、どなたが搬入しているのでしょうか。当然、燃料業者が入れかえをしているのか、その辺をいま一度、確認させてください。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 近くのガソリンスタンドから購入して、スタンドのほうから配達して、職員が立ち会って、その場所に納入してもらっています。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 まず、抜きとりはどなたがやっているのかということと、注入しているのは業者の方が小型のローリーなりで入れていると。こういう解釈でよろしいですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 業者がローリーで缶を持ってきて、ドラム缶に入れて納入してもらっています。その後、ドラム缶から総務の私どもの職員が抜きとって、そして、こちらの機械のほうに投入しています。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 軽油ですよ。軽油をドラム缶にはできないんじゃないですか。ガソリンでなければいいの。軽油はポリタンクでもいいんですか。そうですか。

抜きとりは、どなたがやられているんですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 抜きとりと申しますが、更新のほうは、総務の私どもの職員が、実際、抜きとりと申しますが、業者の点検のときに総務課の職員が立ち会ってやりますし、あとは、燃料が足りなくなった場合は総務課の職員がドラム缶からとって搬入して、機械のほうに入れます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 この問題がしつこくなってしまって恐縮なんですけれども、どうも納得いかないんですが、当然、やはり、保守点検をするときに、当然のことながら試運転をして、燃料の状態を含めて点検される。その折に、年に1回ぐらいはタンクの中の燃料を一度抜きとって更新する。今、足り

なくなったときに補充するという話、自然気化という意味なのか、めったに使っていないはずなので、それは余り考えられないとは思いますが、いずれにしても、更新するのに抜きとった燃料をどのように扱って、何を基準として燃料を更新していくのかというようなことをどのようにされているのかということと、そういったマニュアル的なものが構築されているのか。磯飛委員からも指摘があったようにですね。ないのであれば、今後の課題だと思わなければならないけれども、その辺、もうちょっと整理してわかりやすく説明いただけませんか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 抜きとりは実際にはないです。計画停電時と、もしくは一般の停電時に自家発電をしますので、燃料タンクの容量は40なので、何時間かの停電である程度空になってしまいますので、そこで、年に1回、2回の補充は必要になってきます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 そうすると、今回の修繕、故障の原因として考えられるものは、古い燃料、もしくは違う燃料系が1つの原因かというお話ですが、その辺の整合性もきちんと分析しておかなければ、また同じようなことが起きるといっても含めて、いま一度、ご説明をお願いします。

山本委員長 この件につきましては、きちんと最初からもう一度説明を。

課長。

君島総務福祉課長 まず、原因につきましては、業者のほうの説明で、古い燃料が混入した可能性、もしくは軽油ではなく、ほかの例えば灯油が入ったという可能性があるという指摘があったんですが、それについては、原因はそういう業者の意見でありまして、はっきりした断定はしておりませ

ん。

ただ、可能性があるということなので、そこら辺は、今後、十分に対策はしたいと思います。

対策につきましては、やはり、燃料を入れるときには、1人ではなくて2人で立ち会うとか、あとは、燃料を入れた日を記録するとか、そういう形で間違いなくやりたいと思います。

関谷委員 結構です。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 職員の皆さんがどうのこうのではなくて、点検業務に携わっている業者を含めて何とも納得できないんですけれども、そういう中で確認させていただきます。

まず、間違っただけで灯油を入れたらと。それによって機械がだめになる、故障するということはないです。というのは、今ずっといろいろ考えていたんですけれども、建設現場等々、道路を走らない重機、本来は軽油を使用する重機、ダンプ、ブルドーザーが経費を抑える意味で、ほとんどが灯油を使って動いているんです。それでも壊れない。

これは、私の個人的なあれなんですけど、以前は、ガソリンスタンドの商売をやっていたので、そういうことを思い出して、何でこんなこと、軽油が三、四年古くなったからといたって壊れる問題ではないです。

よく今、草刈り機で草を刈って、こういう草刈り機は混合油という油を使っています。あれは、古くなると機械のエンジンがだめになる可能性があるんですけれども、軽油、灯油、ガソリンについてはないはずなので、それで合点がいかかったんですけれども、それは余談として、この塩原支所の経験をほかの支所も発電機を持っているわけですから、本庁を含めて、これらをこういうエ

ラーがあってだめになったということは、ほかの支所、本庁等の管理者というのは伝えてあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 今回、予算計上ですから、財政のほうには当然、内容を説明してありますけれども、本庁の管財、それから西那須野支所の管財については、改めて情報交換はしてありません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ですから、このようなものを備えている部署も、古い燃料が原因だとされるのであれば、そういったことも対処していかなければならないと思いますので、それらも伝えておく必要があると思いますので、お願いしたいと思います。

山本委員長 ほかに意見で何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、他に質疑、ご意見等がないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは次に、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないものと認めます。

終結したいと思います。異議はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

山本委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明に当たりましては、総務福祉課、産業観光建設課の順に一括してお願いしたいと思います。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

君島総務福祉課長（認定第1号について説明。）

君島産業観光建設課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 申しわけございませんが、1時まで休憩ということで、1時に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 零時57分

山本委員長 それでは、少し時間が早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど産業観光建設課長の説明、途中でなっておりますので、引き続き説明をお願いいたします。  
君島産業観光建設課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見等をお

受けいたします。

植木委員。

植木委員 まず、182ページです。観光事務推進費、201事業、ここからくり時計定期及び緊急メンテナンスということで11万8,965円の計上があります。説明が電源のリレーユニットの故障を含めた定期点検、そんな感じの話だったと思うんですが、それと、それに関連しまして、189ページからくり時計管理事業、ここに委託料がありまして、メンテナンス業務156万4,500円、そのような計上になっておりますが、二重計上になってはいないのかどうか。あるいは両方別々に計上した理由、これについてご説明をいただきたいと思えます。

それともう1件、同じ189ページ、簡単でございますが、ベンチ・公衆トイレ等管理事業、1,303事業、この中の一番下の土地購入費、山ゆりの吊橋施設次期ということで、右岸側ということになっておりますが、地権者が変わったので、変わった地権者からまたいろいろ手続き上、あるいは賃借上、問題があってはいけないので、市で補充した、そういうふうな形の説明、大枠の説明だと思えますが、何平米ぐらいで、単価どの程度でこうなったのか。あるいは、どういう部分だけなので、こういうレベルの金額で済んだとか、それも合わせてお願いします。

山本委員長 それでは、課長、お願いいたします。

君島産業観光建設課長 まず、からくり時計の管理事業、189ページのほうの定期のメンテナンス業務、メンテナンス費用といたしまして、メンテナンス業務、それと噴水装置メンテナンス業務ということで、これは、定期の点検メンテナンスを委託しているものでございます。

このうち、メインのメンテナンス業務につきましては、からくり時計で、季節に応じた映像であ

るとか、人形の演出であるとか、いろいろございますが、その映像とか人形等の関連のメンテナンスにかかってございます。基本的には、動力の関係等を含めましてのメンテナンス、定期的なメンテナンスでございます。

それから、噴水装置のメンテナンスでございますが、水を使つての噴水の演出等でございますが、その関連の定期的なメンテナンスとしてここで計上、また執行されたところでございます。

質問のセーフティネットのほうでの緊急メンテナンスとして11万8,965円執行してございますが、これにつきましては……失礼しました、機械が経年化している部分ございまして、動作が不良であったり、とまってしまうというようなことが時々は出てまいるわけでございますが、その際にリレー電源の、リレー関連の故障部分が見つかったということで、セーフティネットで、緊急の対応をして修繕をさせていただいたというようなことでございます。

それから、土地……失礼いたしました。

平米数につきましては、216.45平米でございます。単価につきましては、平米当たり1,155円となっております。

植木委員 なぜそこが必要なのか。

山本委員長 必要な理由。

君島産業観光建設課長 先ほども申し上げましたが、当初、建設をいたしましたときに右岸側、左岸側とも地元の方の土地、民地であったわけなんです、そこを借地をいたしまして、橋台部分を建設した、橋台部分を借地して建設したという経過がございます。

このご指摘の右岸側につきましては、今は廃業してしまいましたが、地元の旅館の方がお持ちになっていた土地だったわけなんです。これは、おやめになって、土地等の公売、競売にかかるとい

う、そういうような状況になりまして、ただ結果的にその近くにお住みの地元の方が、もともとその旅館の方から駐車場用地とか、いろいろ自治会のいろいろ建物用地とかでお借りをしていたというような経過もございまして、第三者の方に、その方が寄附されて、地元の方がお買いになったというような、ただもともと山林、かなり広大な土地だったものですから、そこの橋台で借地をしている部分のみ、その近辺のみ、周辺のみ分筆をいたしまして、市で取得をしたと、そういうような経過をたどっております。

山本委員長 植木委員。

植木委員 この山ゆりの吊橋のほうはわかりました。

先のからくり時計のほうなんです、これは先ほどのいろいろ何度も関谷委員のほうから、あるいは磯飛委員のほうから質問がありました。同じような内容のものとは違うかもしれませんが、似たように、いつも定期点検をやったけど、メンテナンスである程度業者にきちんといつでも同じような状態で動くというような対応がなされているはずだと思うんですが、たまたま電源リレーユニットというところが緊急に修理せざるを得ないような状況になった。この点検をしていく、そういった中身について、先ほども質疑がありましたが、基本的によく業者の対応を毎回毎回、ある程度確認しておく必要があるじゃないかと、そういった意味で、2つの形からこの定期点検というふうな形で出ているものですから、私のほうから質問させていただいたんですが、その辺の業者の仕事のやり方、あるいは確認の仕方、あるいは理解の仕方、そういったものをある程度組織的にマニュアル化的なものを考えておいたほうがいいんじゃないのかなと、そんな感じがいたしましたので、質問いたしました。

以上です。

山本委員長 それでは、ほかに委員の皆様から質疑、ご意見等ございますでしょうか。

多岐にわたっておりますので、もしあれば。

関谷委員。

関谷委員 それじゃ73ページの、今度は決算のところから先ほどの非常用自家発電の保守点検業務、もう一度伺うんですが、しつこいようですけども、これは、どのような点検、回数等、内容について、どのような保守点検になっているんでしょうか。

山本委員長 どなたが答えていただいて結構、係長でもわかるようでしたら、どうぞお答えください。江連総務福祉課長補佐兼総務係長 はっきり、間違っていたら申しわけないんですが、私の記憶では年1回ということをやっているわけなんです、この発電機に関しましては、停電時は常に動くようになっておりまして、1分間例えば停電になったとしてもその時点でかかるということになりました。復旧してまた約30秒後なんですけれども、それがとまるというような状況のものですから、実際動いているかどうかというのは通常でも私どものほうでもそれは確認できることなものですから。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 そうしますと、手動で動かすということも多分、可能なんだと思うんですが、それは職員の方でもどなたか非常電源に関しては、発電機に関しては、担当されている職員の方もいらっしゃるという理解でよろしいのかというのが一点と、若干、ちょっと決算から外れるようなお話になるかもしれませんが、この自家発電設備はどの程度の規模、金額ベースで結構ですので、仕様、ワット数とかは大変でしょうから、大体でいいですから、記憶の中で結構ですので、当然、その辺での何十万というものではないし、最低でもその辺の工事現場や何かで大きく使うようなあいつたもので恐らく300万円前後だったような気がする

んですけども、どの程度の設備なのかということ  
を職員の担当の件と、設備のそもそもの金額と。  
山本委員長 課長補佐。

江連総務福祉課長補佐兼総務係長 まず、操作関  
係なんです、これは私どもでも、総務係の担当で  
動かすことは可能です。実際のこの間の3月11日の  
ときも私どものほうで、そういう操作は行いました  
が、ただ通常は一切、触らないようにしております。

一応、業者のメンテナンス関係のときに全部手  
動にさせていただきまして、全部エンジンをかけて  
実際、点検をしていただいたというのが現状でご  
ざいます。

それと予算のほう、先ほど言われたんですが、  
予算でその中の一部で私も記憶にないものですか  
ら、ただ塩原支所の全部が対応できるということ  
でなくて、大体、3分の1程度の電気がつくよう  
になっておりまして、あれだけのものですから、  
多分、1,000万円、2,000万円という金額になるん  
じゃないかなというふうに思います。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 この保守点検の必要性、年に1回の運  
転をしてと、当然のことながら機械業者でしょう  
から、細部にわたっての点検をするんでしょうが、基  
本的には、いざ有事の際に動くためのということが  
第一目的だと思うので、その辺でこれに関してこの  
発電装置に関しての保守の必要性というものへの考  
えと、それからどちらの業者なのか、もし社名に問  
題があるのであれば.....問題はないか。どういった  
業者に委託をされているのか、あわせて伺います。

山本委員長 課長補佐。

江連総務福祉課長補佐兼総務係長 業者名までは  
あれなんです、業者は当時、設置していただい  
たところの業者がメンテナンスをしております。

関谷委員 保守点検の必要性。

江連総務福祉課長補佐兼総務係長 あと保守点検

につきましては、これは例えば劣化したものとか、  
その辺の修繕として、7万円か8万円というような  
ものが出ていたはずなんです、それにつきましては  
劣化したものとか、そういうものを、だめになっ  
ちゃっているのではということ、それを予算に上げ  
まして、それで修繕を行っているというような状況も  
ございますので、私どもの目だけでは、その機械のど  
の部分古いのでだめとか、そういうことはちょっと  
判断できないのではないかと、私は思っております。  
山本委員長 関谷委員。

関谷委員 委託業者の社名はいずれにしても設置  
したときのということですので、そのメーカー系な  
のか、いわゆる電気工事業者ということなのか、そ  
の辺を1点確認させていただくと、電気設備なの  
で、もしかしたら保安協会みたいな保守点検義務と  
いうものがあるのかどうかも合わせてお願いします。  
山本委員長 課長補佐。

江連総務福祉課長補佐兼総務係長 来ているのは、  
メーカーなのかということなんです、私の理解  
では現場対応している。要するに機械自体をメン  
テナンスというか、実際にいじっている方が来ま  
して、やっているかと思えます。

3月11日の後に故障したときも、うちの場合は  
2台、発電機がありまして、防災関係のものとは自  
家発電というものがあつたんですが、実は防災の  
ほうもだめで、だめでというか、配管というか、  
排気が長かったんです。それで、その中に排気の  
煙みたいものが入っちゃいまして、防災関係はそ  
れがだめだったということと、それに似たような  
経過がありまして、実はうちのほうの自家発電は、  
もっと長い配管になっていたものですから、原因  
もそこら辺もあるんじゃないかというものだと思  
います。中には、そういうことも、ございました。  
山本委員長 関谷委員。

関谷委員 これでやめますけれども、聞けば聞く

ほど、まじめな話、納得しかねるというか、排気ダクトの延長距離の問題だったりとか、そういうことも考えられるということ自体が、設計上の問題であったりとか、つまりは設置業者、設置メーカーなり設置業者が、引き続きメンテナンスをしているということは、設置した責任もありながら当然その後のメンテナンスにも携わっているながら、本当に非常時のために設置しているにもかかわらず、いざ非常時にそういう不具合が出ているというのは、これはもう言語道断だと思うんです。

正直言って、あされる話になってしまうかと思えますので、もちろんこれはそのチェック、導入する折の市側にもというか、職員の皆さんにもと言いたいところですが、これはやはり専門的な知識が必要だと思うので、その辺のチェック体制と、それからこの管理に関しても先ほど植木委員のほうからもありましたけれども、もうちょっと明確な責任の所在というか、設置したから既得権益的にただ年に1回来て、25万円なりのものをもらっていて、言いなりで部品交換をしていったりとかという、こういうものが常態化していくことだけは改めて精査していただきたいと、これだけ申し上げて終わりにします。

山本委員長 塩原支所長。

白井塩原支所長 ただいまのご指摘につきまして、ごもっともだと思うんですが、3・11、地震発生した瞬間には、先ほども話しましたように、とりあえず無停電装置が自動的に働いて、事務室の一部等、その辺に通電はしたんですが、時間がたつにつれ、先ほど言いましたように、排気ガスがかなり今までと違う排気ガスになってきたということで、これは補修ということで、そのメンテナンスの部分を見ていただいて、業者のほうを呼んで、これは通常のメンテナンス、毎年お願いしているメンテナンスの中で何とかなるんじゃない

かというようなことで、随分、私どもでも交渉はしてみた経緯がございまして、その中で、どうしてもこの部分については通常メンテナンスはやっていただけれども、この部分については、どうしてもこれだけ必要、かかってしまうんだということで、何回か交渉している経緯の中でこの経費をもりこまなくてはならないというような経緯になってきてしまったということでございまして、関谷委員が言われるように通常のメンテナンスをしっかりとやっていけば確かにいざというときに動かない無停電装置では、何の役にも立たないわけでございますので、そういったところに十分チェックはまた再度やりまして、維持管理についてはしっかりとっていきたいと思っております。

それと先ほど通信関係の説明につきましては、これは県のほうで設置した無停電装置なんですが、それにつきましても、後で私どもわかったんですが、あれほど配管をぐるっとこういうふうに戻したんでは確かに排気上はなかなか難しいというのは、後で見ましたら、相当長い距離を排気ガスがぐるっと回っているんです。結果的に、最初からエンジンがかかったんですが、長い時間かけていたときに、どうしても排気用の配管があって、途中からは外して使っていたという経緯もございまして、その辺の設置したときの県のほうの施設なんですが、こういう設計上、いかがかなというような、確かに問題点はあることはある、確かだったということで、そちらは早速直していただいたということです。

関谷委員 了解です。

山本委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆様。磯飛委員。

磯飛委員 177ページ、林道整備事業費について、まずお伺いしたいのは、林道下塩原新湯線というのは、どこの道路を指しているかお聞かせください。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 県道の矢板塩原線、通称八方道路という、塩原温泉から八方ヶ原を抜けて矢板の泉地区に至る県道がございますが、その途中から分岐をいたしまして、新湯地区、日塩もみじラインの新湯温泉のちょっと先のところに通じている林道でございます。

これが建設された経緯というのは、昭和60年代だったかと思うんですが、平成の初めでしょうか、ハンターマウンテンがオープンいたしまして、その利用者の車の渋滞、冬期間は生活にも支障が出るような渋滞が出るというようなことで、その迂回路、渋滞回避的な意味合いから県のほうで整備をした経緯がございます。

現在、市のほうに、移管をして私どものほうで管理を行っているわけですが、林道とは申しませんが、やはり観光道路的な意味合いもございまして、そこの通常の時間に、また冬期間は除雪等もやっております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ここに計上されているゲートの設置で66万円、これはどういう目的でゲートを設置したか、お伺いします。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 冬期間、先ほど申しましたように、渋滞の迂路的な意味合いも持っていたわけですが、現実に冬期間の通行の台数等も非常に少ない。山岳の道路でございますので、除雪等もなかなか思うように、県道とも、いかないというのもあったと思うんですが、去年から県道のほうを冬期間閉鎖するというような方針、方向になりまして、それに合わせて市としましてもこの林道を冬期間、通行を維持する意味合いということもなくなりますので、実はその林道の途中から、大沼公園というのがございまして、上の原開拓地

でございますが、その分岐点が途中でありまして、その大沼であるとか、大沼の方面等々回るための、冬期間もその利用は確保しなくちゃならないということで、その分岐のところ、この林道の冬期間の通行どめ区間を設定をいたしまして、その通行どめのためのゲート設置をしたところでございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 内容はわかりました。最初の説明でハンターマウンテンの道路渋滞解消のためにこの林道を開通した割には冬場、冬季、閉鎖する意味でのゲート設置ということで、意味合いが違うかなと思ってお話を伺ったんですけども、交通量が減ってきたということで、安全性を確保するという目的を持ってゲートを設置したということですので、了解です。

山本委員長 ほかに質疑、あるいはご意見等ございますか。

平山副委員長。

平山副委員長 先ほど植木委員のほうからも質問あったんですけども、189ページのからくり時計の件なんですけれども、120事業のその前の、観光施設の管理、塩原にあって、その管理にかなりのお金が費やされているんですけども、そのからくり時計の管理にしましても、ちょいちょいその前にメンテナンス、計器のメンテナンスで約12万円、それからこちらの120事業の、189ページの、常にメンテナンス業務とかで、あと、土地も借りているし、大体二、三百万ぐらいのお金が毎年ふやされて、さらに繰越明許費では、受注発注ということもあって、ヘアキャッチャーの修理も約100万円ということで、多額のお金が費やされているんですけども、これの効果というか、作ってしまったから仕方がないのか、失礼なんですけれども、そういうのもあるんでしょうけれども、常にそれだけの多額のお金がかかっていると

ということ、その敷地が70万円なんですけれども、これは将来の市のほうで買い求めるとか、そういうような計画なんかはあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 これを設置した効果ということでございますが、からくり時計……確かに、単独、単発的な観光施設ということでは、なかなか集客力というのは強いとまでは言えないかもしれませんが、現在、道の駅アグリパルしおばらを核といたしまして、道路を挟んでおりますが、このからくり時計、郷土資料館、残念ながらTEPCOにつきましては廃館をってしまったわけですが、この全体が道の駅のエリアというようなことで認定をされていますので、やはり、アグリパル等との、創造的な意味合いでは効果があるのかなと考えているところではございます。

あと敷地の借り上げ等でございますが、この敷地につきましては、郷土資料館が同敷地内にありまして、そちらのほうを、敷地を借り上げをしている。また、TEPCO、廃館をいたしましたが、これも同じ方、地元の方からTEPCOでも土地を借りているような状況であるわけなんです、今回、TEPCOが廃館をして、その土地もどのようなふうにしていくか、当然、地元の所有者の方の意向等とも聞いていかなくちゃならない、そういうようなことで、非常にいろいろな条件といいますが、そういうようなのが複雑に絡んできてしまったというような状況でございますので、今後、何らかの所有者の意向等、また、TEPCO、東電の考えだったりとか、そういうようなものを含めて、何らかの方向性は出していかなくちゃならないのかな、そういうような考えです。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに委員の皆様、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 初めてなんですけれども、86ページ、議会総務費ということで、外国人登録者所在数ということで、登録者ということで出ているんですけれども、具体的に、中国とか、そうすると一番重要なもので、その他、182万円なんですけれども、これはこの同じようなことが……

山本委員長 若松委員に申し上げます。

これは塩原の登録ではなくて、那須塩原市全体の外国人登録ですので、ここでお聞きになるのは、若松委員 すみません、申しわけございません。違うの。結構です。

山本委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他ということで、塩原支所関連で、何か委員会のほうでありますか。

支所長、どうぞ。

臼井塩原支所長 先ほどちょっと出たかもしれませんが、塩原に関しましては、今度の災害関係で、ずっと通行どめになっておりました畑下のところは来週の16日開通するというので、16日の13時に開通予定だということで、県土木のほうから通知がまいりまして、地元のほうに回覧をしたものでございます。

それと、きょう、懸案でありました金沢と高阿津を結ぶ橋は、きょう11時に開通しました。きょう開通式をしたというところであります。

それと今月29日、これもがま石トンネルと中塩原のバイパスの同時開通式は、この日に行われるということで、まだ時間はわからないんですが、29日に開通式を行う、もみじラインが半分になったということでございまして、一部供用が開始されるということでございます。

以上、私どもからでございます。

山本委員長 委員の皆様、何かございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 大変、今、明るい話が出た中で、また逆戻りするような質問、確認になっちゃうんですけども、からくり時計についてなんですが、今、動いているんですか。

臼井観光商工係長 現在は動いております。

磯飛委員 いつごろ……動いている。

臼井観光商工係長 動いております。

磯飛委員 動いていますか。

臼井観光商工係長 うちの課長からも説明ありましたように、かなり古いものですから、非常に調子が悪いんです。とまったり動いたり、途中でとまったりしておりますので、今のところは動いて

います。いいますと、雨が多きときにはちょっととまりやすいというのがあります。ですから、すみません、戻りますけれども、先ほどの緊急に12万円ぐらいのお金があったと思うんですけども、あれは通常のメンテナンスではできない修理というようなことで支出した12万円ということなんです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 余計な話ですけども、からくり時計、全国各地に何箇所もあるみたいですが、どちらも、メンテナンスに苦労して、費用もかかっているようです。その辺も含めて、今後の維持というか、対応というのも考えても。

臼井観光商工係長 すみません、もう一つ、今の件について、一応、うちの部内といいですか、大もとは商工観光課になりますが、修繕計画というのも全体的につくっているわけなんです、そこには載っているわけではありませんが、そちらのからくり時計に関しましては、一応、動くまでというようなスタンスであります。

ですから、なるべく延命を図りまして、動くまで動かして、どうしてもとまってしまった、もう修理は不能だという場合は、そこで終わりというような考えをしています。

といいますのは、パソコン自体が、かなり古くて、その代替がないんです。新たなものにしますと、何千万というお金がかかってしまいますので、1億円ぐらい、というような、試算も出ておりますので、一応、そういう状況です。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員 何年ぐらいになるんですか。

臼井塩原支所長 アグリバルができてからですから、平成6年ぐらいだと思います。

設置した当時はなかなか先進的な技術だったんですが、今はもう、かなり、昔の真空管的なもので、そのぐらいの古さです。

山本委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、大変長い時間かかりましたが、これで、塩原支所の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時48分

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会の皆様、大変お待たせいたしました。

審査を始めたいと思いますが、初めに、選管事務局からごあいさつをいただきたいと思います。

荒川選管事務局長（挨拶。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、今回、選管・監査・固定試算評価・公平委員会事務局関係、全く案件ございませんので、これより決算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査を行ってまいります。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

荒川選管事務局長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、

ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは次にその他に入ります。

その他で、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局に関して何かございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうはいかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それではこれで選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

ここで執行部の入れかえのため、10分間休憩と

いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

#### 会計課の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課の皆様がお見えでございます。

初めに会計管理者からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願います。

後藤会計管理者（挨拶。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは早速会計課の審査に入ります。

今回、会計課関係の付託案件ございませんので、これより決算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査をいたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

後藤会計管理者（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。それでは委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かお聞きになりたいこと、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、質疑、ご意見等がないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論もないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、次にその他に入ります。

その他で、何か会計課につきましてお聞きになりたいことがございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部にはございますか。

玉野委員。

玉野委員 その他に入ったので、55ページの中で、手数料がございました。コンビニ、290円とありますけれども、これどのくらい、アバウトでどれくらいの手数料ですか。

山本委員長 会計管理者。

後藤会計管理者 説明が漏れました。申しわけございません。1件57円75銭でございます。

かなり収納率が減りますが、その負担にはかえられない。収納率が22年度伸びたというのは収税課の頑張りもあるのですが、そういったものが浸透してきたというような側面もあるかと思えます。

山本委員長 玉野委員、よろしいですか。

玉野委員 はい、結構です。

山本委員長 ほかにその他ということで、何かご

ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 会計課のほうでございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それではこれで会計課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時31分

#### 議会事務局の審査

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大変お待たせをいたしました。

議会事務局の審査に入りますが、初めに議会事務局長からごあいさつをいただきたいと思ひます。

斉藤議会事務局長（挨拶。）

山本委員長 大変ありがとうございます。

それでは議会事務局の審査に入ります。

これより決算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査をいたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

渡邊議事課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは各委員の皆様から質疑、ご意見等を受けいたします。

ございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等がないようですので、これで終了したいと思います。異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは討論を行います。

討論はございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようございませうので、討論を終結したいと思います。異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

それでは認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、次にその他に入ります。

委員の皆様から何か議会事務局に対して、ご意見等ございませうでしょうか。

若松委員 ワゴン車の年式って、いつごろ買ったやつなんでしょうか。

関谷委員 今回、総務、私も2回目なんですけれども、審査のいわゆる割り振りは、結局、議会側としては所管のボリュームのバランスをとろうということで、常務委員会の所管がえを行ったわけなんですけれども、今回、特に塩原支所、西那須

野支所の観光・道路、民生部分というものが総務で審査する形になっているんですが、これは結局当局のほうの機構改革に伴う当局側の所管がそのまま支所の審議をするということになるとここへ来たという、こういう解釈なんでしょうか。

斉藤議会事務局長 そうですね。

22年のときに組織がえをやりました。そのとき問題だったのは支所長の権限の拡大ということでやったわけですが、そのときにその予算関係も支所で管理するものは支所という形になったわけです。その延長線上で支所をどこの部分に張りつけるかという疑問が出されまして、このときに総務部でということと、庁舎管理が主たるものだろうというふうな話だったんですが、実際塩原支所なんか見ますと、商工観光の部分とか温泉部分とかはそっちにくっついちゃったんです。結果的に総務部分に入っているんだけど、中身開けるとどうも商工観光部分ではないかというのがありまして、ただそのときの決め事で、今も現在もそのまま来ているということになるわけです。だから、その部分も支所にくっついていっている部分なので、予算執行で、そこでやってほしいというふうな内容になっているのが現状です。

ただ、一部、職員の中でもそれおかしいんじゃないと話がありまして、その部分はやはり向こうで審議してもらおうのが本来じゃないのかなというふうな意見もあることはあります。

現時点の中ではあくまでも支所という形なので、そこをお願いしようということで、この常任委員会等も総務のほうに入っていたくというふうな形をとっているというのが実情です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 議運等で検討しなくちゃならない部分かなと思うんですが、ただ議会側として所管のボリュームとか、より審議がしやすい形をと思って

常任委員会の編成や何かもしたにもかかわらず、那須塩原市の観光というやはりボリュームという意味では塩原が一番あるわけで、それを総務でやっているという違和感は、これはやはりせっかく産業行政、観光行政を担う常任委員会としては、これはちょっとすごく違和感を感じる部分だった。これは後にやはり協議していったほうがいいということと、議会側として、常任委員会の構成や何か、所管のボリュームや何かも含めてというときにはやはり、あるいは当局のほうの機構改革が行われるようなときには、リンクする形で検討しなくちゃならないかなというふうに思ったので、これはそういうことで、後で、議運や何かで考える必要があるかなということをお聞きしました。

山本委員長 ほかにございますか。

課長。

渡邊議事課長 先ほど、若松委員からのご質問なんですが、議会事務局の所有者なんですが、初年度登録は平成10年1月です。平成17年1月、7年後なんですけれども、それまではリースだったのを今度、買い取りまして、10年から見ると、11年から見ると、もうちょっとかなという感じですが、そんな状況です。

山本委員長 よろしいですか。

それでは、議会事務局からはないですね。何もないですね。何かありますか。

渡邊議事課長 ございません。

山本委員長 それではこれで、議会事務局の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで執行部退出のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

その他

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

4、その他に入ります。

最初に事務局から連絡があります。

事務局（その他について説明。）

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

閉会の宣告

山本委員長 それでは、これで、本定例会における委員会議事日程をすべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書は私が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。

大変、長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後 3時06分